

西粟倉村ごみ処理基本計画

令和7年3月

西粟倉村

～ 目 次 ～

第 1 章 総 論

第 1 節 計画策定の目的	1
第 2 節 計画の位置付け	1
第 3 節 計画の期間	2
第 4 節 計画の範囲	2

第 2 章 地域の概要

第 1 節 地域の概要	3
第 2 節 自然条件	3
第 3 節 社会条件	4
第 4 節 関連計画	6

第 3 章 一般廃棄物処理の基礎的事項

第 1 節 一般廃棄物処理の現状	8
第 2 節 一般廃棄物の実績及びその性状	12
第 3 節 ごみの減量化・再生利用の実績	16
第 4 節 一般廃棄物処理の実績・処理体制	19

第 4 章 ごみ処理の課題の抽出

第 1 節 廃棄物処理システムにより比較評価	26
第 2 節 分別区分の評価	28
第 3 節 ごみ処理の課題	29

第 5 章 ごみ排出量等の将来予測

第 1 節 ごみ排出量の見込み	31
第 2 節 減量化等の目標	33

第 6 章 目標達成に向けた施策

第 1 節 基本方針	35
第 2 節 分別区分及び排出方法	36
第 3 節 収集・運搬計画	38
第 4 節 中間処理計画	40
第 5 節 最終処分計画	43
第 6 節 施設整備計画	45
第 7 節 ごみの減量	45
第 8 節 資源化の推進	46
第 9 節 その他の計画	48

第 7 章 災害廃棄物の基礎的事項

第 1 節 計画策定の背景及び目的	50
第 2 節 計画の位置づけ	51
第 3 節 対象とする災害	52
第 4 節 災害時に発生する廃棄物	55
第 5 節 災害後における各主体の行動.....	56

第 8 章 災害廃棄物対策

第 1 節 組織体制.....	60
第 2 節 情報収集・連絡	64
第 3 節 協力・支援体制	65
第 4 節 災害廃棄物発生量・処理可能量.....	66
第 5 節 災害廃棄物処理フロー	71
第 6 節 収集運搬.....	76
第 7 節 仮置場.....	78
第 8 節 住民等への啓発・広報	82
第 9 節 災害廃棄物処理業務の進捗管理.....	84

第 1 章 総論

第 1 節 計画策定の目的

近年、ごみ処理を取り巻く状況は、ごみの排出量の増大や質の多様化が進んだことに伴い、循環型社会への転換が求められています。そのため、国においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）の改正、各種リサイクル法の制定など、循環型社会形成を目指して法整備が進められてきました。

また、平成 27（2015）年に行われた国連総会においても令和 12（2030）年までの新たな目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、海洋ごみ・海洋汚染の大幅な削減や食品ロス・食品廃棄物の削減等について日本等の先進国が率先して取り組むことが謳われています。

このような状況の中、西粟倉村（以下、「本村」という。）においても、ごみの排出抑制や資源化の推進等、資源循環の取り組みを推進してきましたが、さらなる循環型社会形成に向け、ごみの排出抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を推進するための基本的な方向性を定めます。

第 2 節 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画の位置付けは、図 1-1 に示すとおりです。

一般廃棄物処理基本計画は、自治体が長期的・総合的視点に立って、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるもので、廃棄物の排出抑制及び発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

廃棄物処理法第 6 条第 2 項の規定により定めるべき事項は、以下のとおりです。

1. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
2. 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項
3. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
4. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
5. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
6. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

計画策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月 15 日付環廃対第 1609152 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）に基づくものとします。

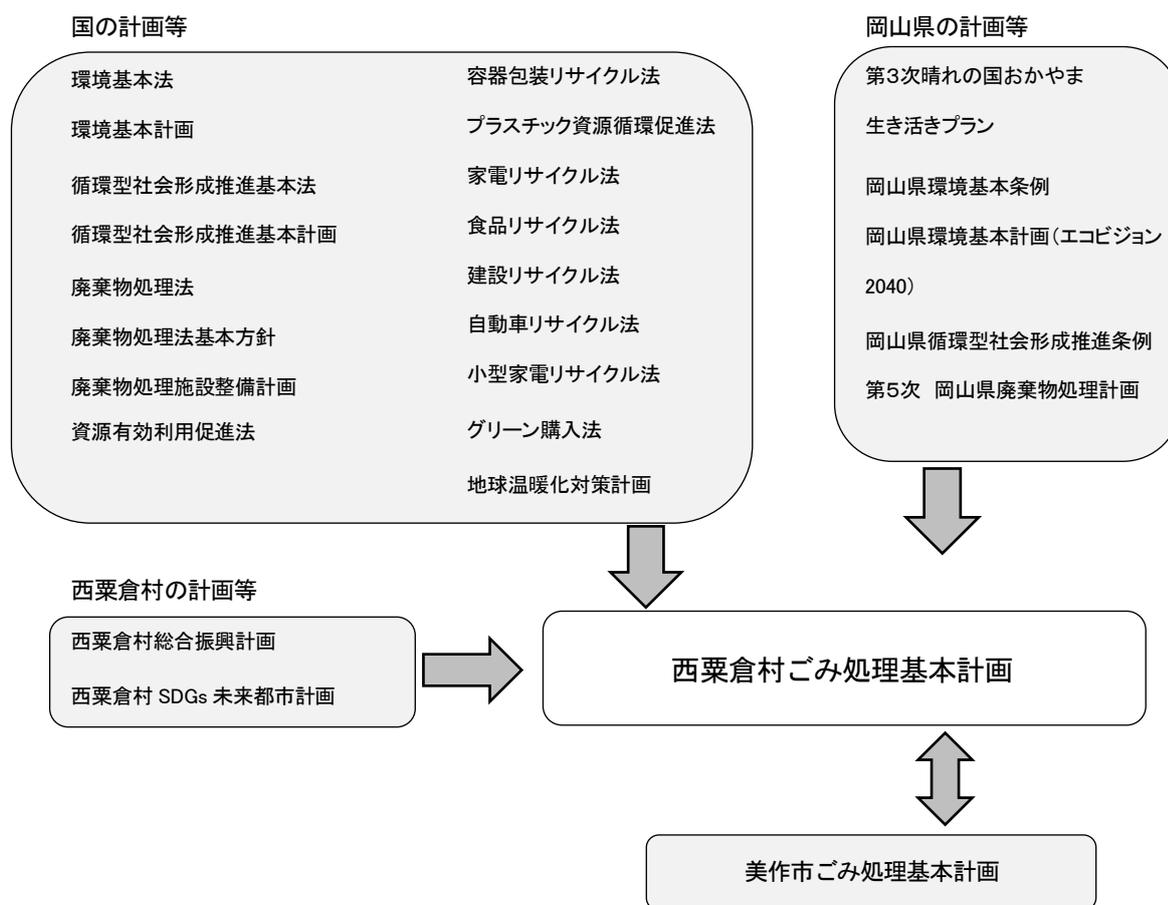


図 1-1 西栗倉村ごみ処理基本計画の位置付け

第 3 節 計画の期間

令和 7 年度を初年度とし、令和 11 年度を目標年度とする 5 年間を計画期間とします。
 なお、次回、美作市と統合した計画を検討します。

第 4 節 計画の範囲

本計画の対象範囲は、本村において発生する廃棄物のうち、産業廃棄物を除いた一般廃棄物（ごみ）とします。

なお、廃棄物処理事業を委託している、美作市の「美作市ごみ処理計画」を参考に整理を行います。そのため、策定に基づくデータは平成 30 年のものを参照します。

第 2 章 地域の概要

第 1 節 地域の概要

本村は岡山県の最東北端に位置し、周囲の大半は岡山県美作市と接しています。また、1,000mを超える中国山地を介して、北は鳥取県智頭町、東の一部を兵庫県宍粟市と接する県境の村です。

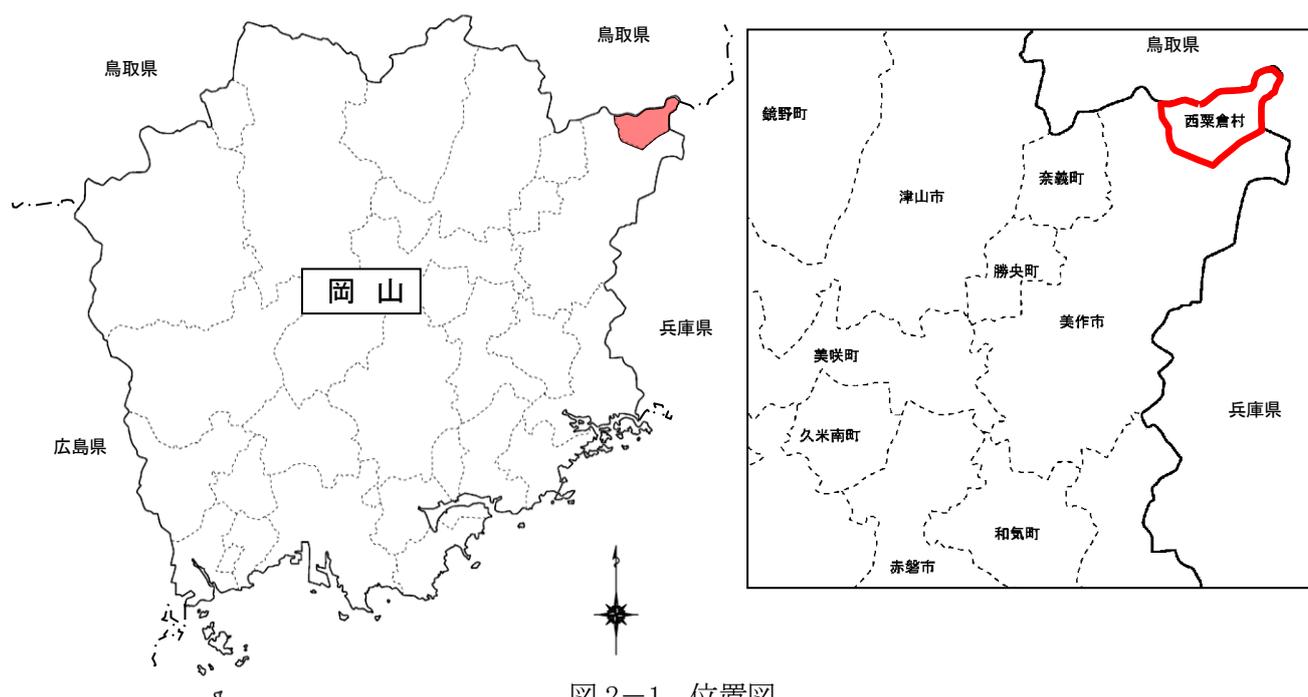


図 2-1 位置図

第 2 節 自然条件

本村は、標高 270m～1,280m で起伏に富んだ地形であり、年間平均気温は約 11℃、年間平均降水量は約 2,000 mm の積雪寒冷単作地帯にあります。

地形的には、東西 9.0 km、南北に 13.5 km、総面積 57.93 km² の峡谷型で、この峡谷型の中央を南に向かって清流・吉野川が流れ、これに沿って細長い平野部がひらけ、農地と集落が点在しています。

一方、総面積の 93% は森林であり、このうち人工林は 84% を占めています。この豊かな森林は村の貴重な資源であり、中でも村の最北端に広がる「若杉天然林」は、標高 1,200 メートル、面積約 83ha の中国山地を代表する森林として、氷ノ山後山那岐山国立公園の特別保護地区に指定されています。

地質的にみると、本村の北東部（大茅）と南西部（知社、筏津）の山間部は新生代の花崗岩類、それを挟むように中央部（坂根、長尾）は中生代の変成岩類から構成されており、特に花崗岩は、造岩鉱物の粒子が大きいいため極めて風化しやすく、気温の変化などに対する崩壊が起こりやすいものとなっています。

第 3 節 社会条件

3-1 人口

人口は図 2-2 に示すとおり、令和 2 (2020) 年に 1,421 人となりました。平成 30 (2018) 年度に公表された国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、今後も減少傾向が続き、令和 27 (2045) 年には 1,000 人を下回るとされています。

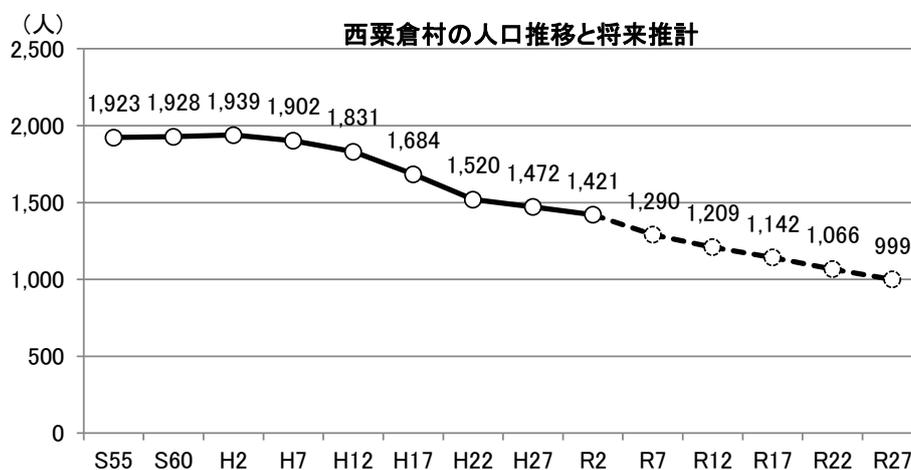
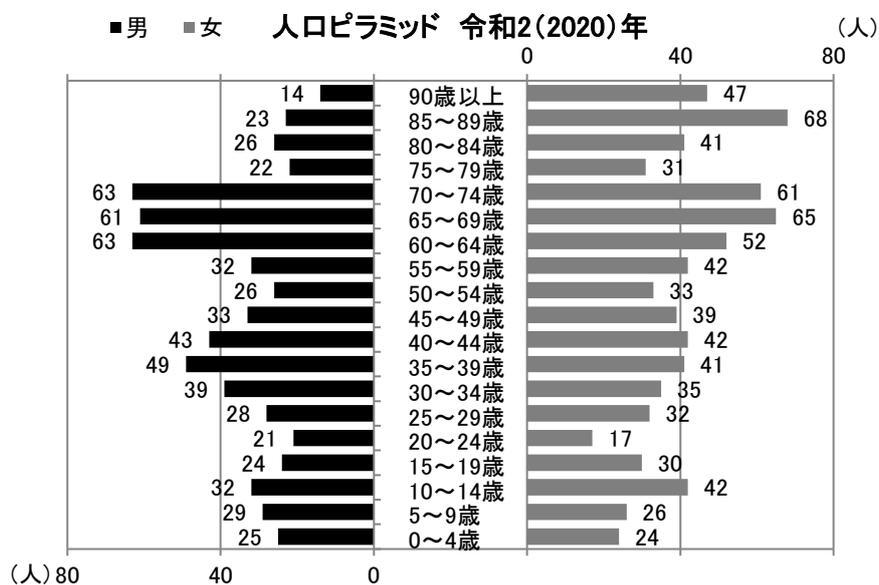


図 2-2 人口の推移

本村の年齢別男女別人口は、図 2-3 に示すとおりです。85～89 歳（女性）、60～74 歳が他の年齢階級と比べて多くなっており、20～24 歳の若年人口は少なくなっています。



資料：西栗倉村

図 2-3 年齢別男女別人口の構成

3-2 産業

本村は、平成の大合併時に、単独村として地域の自立に向けた挑戦をはじめ 2009 年度から百年の森林事業に着手し、林業を中心にした地域振興を進めてきました。本取組を基軸に、環境モデル都市、バイオマス産業都市の認定を受けて再生可能エネルギーに係る取り組みを行うとともに、2016 年度からローカルベンチャー施策を展開しています。林業起点にとどまらない起業+移住のプログラムを実施し、都市部の人材を呼び込むなど、地方創生に積極的に取り組んでいます。

一方、農業は山間の谷間にある約 145 ha の狭小農地のうち約 130 ha が水田であり、農家所得、農業人口の減少が進み、農業振興を図ることが課題となっています。その上で、米以外の高品質な農産物の生産はもとより付加価値のある加工品の販売などを行うことが必要だと考え、令和 5（2023）年にはリキュール製造に係る構造改革特区について申請し国から認定を受け、小規模事業者による酒類製造を進めるなど、新たな商品開発に取り組んでいます。

3-3 交通

本村を南北に縦断する鳥取自動車道の交通量は約 4,500 台/日（平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査）であり、西栗倉 IC 付近の国道 373 号には道の駅あわくらんどがあり、鳥取自動車道の SA 機能を果たしています。鳥取自動車道、国道 373 号は災害時の緊急連

絡道路でもあり、村道は幹線道路や集落間相互の連絡道、また災害時連絡道、避難経路として市民の日常生活にもっとも密着した道路です。

3-4 観光

本村の最北端に位置する別名「若杉原生林」は83ヘクタールの面積に、ブナ、カエデ、ミズナラ、トチノキなどの巨木をはじめとした199種類の樹木が立ち並ぶ中国地方でも有数の天然樹林であり、遊歩道は絶好のハイキングコースとなっています。また、中国地方随一のラジウム含有量を誇り数種類の温泉が楽しめる入浴・休憩施設の黄金泉、天然温泉のゲストハウス元湯と2つの温泉施設があり、国道373号に沿う飲食店などでは長期休暇の時期には観光客で賑わいます。中でも最も集客数が多いのは、道の駅あわくらんどです。しかし、前述したとおり、本村を南北に縦断する鳥取自動車道は関西圏と山陰を結ぶ主要道路となっていますが、SA機能としての道の駅の存在は大きいものの、通過交通をいかに村にとどめ、地域産業とつなぐかという課題があります。

第4節 関連計画

『西粟倉村総合振興計画』（令和3（2021）年6月）より関連箇所を抜粋し、以下に整理します。

基本理念	「全ての人の「生きがい」を育む むらづくり」 「豊かな自然とのつながりを育む むらづくり」 「将来への希望を育む むらづくり」 「村民が関わり合い、支えあう むらづくり」
将来像	最後まで自分らしく生きるを楽しむ むらづくり《保険・医療・福祉》 全ての村民が笑顔になる未来志向の むらづくり《教育 文化》 地域の魅力を誇りにつなげる むらづくり《産業》 多世代・多様な人が暮らし続けることができるむらづくり《生活環境・基盤整備》 共に助け合い、競創する持続的な行政運営のむらづくり《協働・行政》
将来人口	令和12（2030）年：1,300人
ごみ関連	主要施策：ごみの減量化とリサイクルの推進 【目指す姿】 村民一人ひとりの環境意識が高く、ごみの減量化やリサイクルが進み、環境負荷を軽減しているむら 【基本方針】 ごみの減量やリサイクルに対する村民の意識向上を図り、環境負荷を軽減していく。 施策：1. ごみの減量化と適正処理の推進 2. ごみの不法投棄の防止

	<p>3. リサイクルの推進</p> <p>【今後10年で伸ばしたいこと】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 村民一人ひとりの環境意識の向上・ ごみの不法投棄撲滅
--	---

第 3 章 一般廃棄物処理の基礎的事項

第 1 節 一般廃棄物処理の現状

1-1 一般廃棄物処理行政の沿革

本村におけるごみ処理行政の沿革は、表 3-1 に示すとおりです。

昭和 46 年に英田郡大原町、東粟倉村、作東町、西粟倉村により構成される「英北衛生施設組合（以下「北部」という。）」、昭和 47 年に英田郡美作町、英田町、勝田郡勝田町により構成される「美作、勝田、英田町衛生施設組合（以下「南部」という。）」が設立され、それぞれに廃棄物処理を行っていました。

分別収集の開始は、北部が昭和 46 年、南部は昭和 47 年となっています。北部と南部で異なった品目で収集していましたが、平成 18 年に美作市内を統一し、現在は 20 品目で分別収集しています。本村においても、同様の区分で分別収集しています。

表 3-1 ごみ処理行政の沿革（美作市、西粟倉村）

年	ごみ処理行政	
昭和 46 年	「英北衛生施設組合」設立	
昭和 47 年	「美作、勝田、英田町衛生施設組合」設立	
昭和 63 年	北部	可燃ごみの焼却と不燃物（かん・ガラス・鉄・アルミ）の選別・圧縮を行う「ごみ処理施設」供用開始 埋立処分地施設全面改修
平成 2 年	南部	可燃ごみの焼却を行う環境美化センター供用開始
平成 13 年以前	北部	「可燃ごみ」「不燃ごみ（陶器類）」「かん類・金属類」の 3 区分で収集
	南部	「可燃ごみ」「不燃ごみ（陶器類）」「かん類」の 3 区分で収集
平成 13 年	北部	びん類・ダンボール・ペットボトルの選別圧縮を行う「リサイクルセンター」供用開始
平成 14 年	北部	「古紙」「透明びん」「茶びん」「その他の色のびん」の収集開始 収集品目 7 区分
	南部	「新聞」「雑誌」「ダンボール」「紙パック」の収集開始 収集品目 7 区分
平成 15 年	北部	「その他紙製容器包装類」「その他プラスチック製容器包装類」の収集開始 収集品目 9 区分
	南部	「びん」の収集開始 収集品目 8 区分
平成 16 年	南部	「小型金属・家電」「乾電池」「蛍光灯」の収集開始 収集品目 11 区分
平成 18 年	市内	市内を統一し、「可燃ごみ」「陶磁器屑」「アルミ、スチールかん」「小型金属・家電」「乾電池」「新聞」「雑誌」「ダンボール」「紙パック」「透明びん」「茶びん」「その他の色のびん」「生きびん」「ガラス」「蛍光灯」「ペットボトル」「その他紙製容器包装類」「その他プラスチック製容器包装類」の 18 区分で収集
平成 19 年	市内	「廃天ぶら油」「発泡スチロール」の分別収集開始

		収集品目 20 区分
平成 26 年	市内	美作クリーンセンター（焼却施設、不燃物減量・再資源化施設、保管施設）供用開始
平成 27 年	市内	スプレー缶と刃物を分けて収集
平成 29 年	市内	小型家電類を分別追加
平成 30 年	市内	粗大ごみの収集開始
平成 31 年	市内	美作最終処分場の埋立開始

注) 平成 17 年 3 月 31 日の合併以前の「英北衛生施設組合」の管轄区域を「北部」、「美作、勝田、英田町衛生施設組合」の管轄区域を「南部」としています。「市内」とは美作市内を指す。

資料：美作市ごみ処理計画

1-2 分別区分と処理フロー

(1) ごみの分別区分

ごみの分別区分は、表 3-2 に示すとおりです。大きくは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ(大型・中型ごみ)となっています。

表 3-2 ごみの分別区分 (西粟倉村)

種 別	品 名	
可燃ごみ	生ごみ、紙おむつ、ぬいぐるみ、手袋、おもちゃ、くつ、紙くず、CD ケース、カード	
不燃ごみ	陶器類 茶碗、皿、白熱電球、グロー球、花びん、鏡	
資 源 ご み	透明びん	
	3 色びん	
	茶色びん	
	その他の色のびん	
	生びん	一升びん、ビールびん
	蛍光灯類	蛍光灯、水銀体温計
	ガラス類	割れた板ガラス、割れたびん、板ガラス、ガラス製灰皿、化粧びん
	資源かん	アルミ缶、スチール缶
	乾電池・ライター	アルカリ・マンガン電池、その他乾電池、ライター
	スプレー缶	スプレー缶、カセットボンベ
	刃物・突鋭物等	縫い針、カミソリ、ナイフ・包丁、金属製ハンガー、針金、くぎ・画びょう
	小型金属類	金属のおもちゃ、油污れのとれない缶・金属のキャップ、なべ、ドライヤー、トースター、アイロン
	プラスチック製容器包装類	プラ製キャップ、プリン容器、ソース類の容器、ゼリーの容器、色つきトレイ、シャンプーの容器、卵の容器、弁当の容器、ペットボトルのラベル
	発泡スチロール	発泡スチロール、白色トレイ
紙製容器包装類	ティッシュの箱、たばこの箱、石けんの箱、カップめんのかたまり、アルミホイル等の箱、紙袋、お菓子の箱、カレールー等の箱、アイスの容器(紙)	
ペットボトル	ペットボトル	
古紙類	新聞紙	

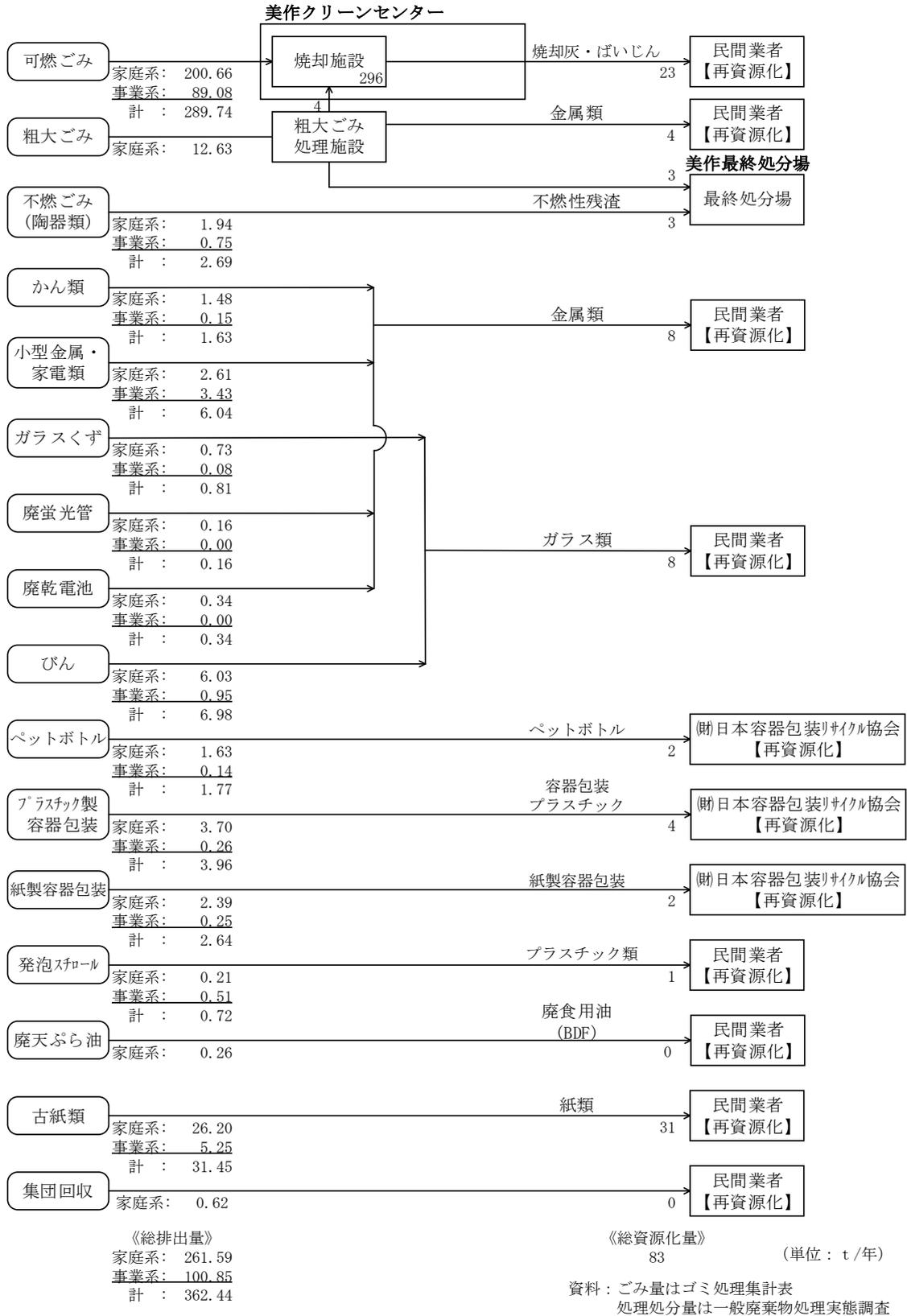
		雑誌・封筒・厚紙・ノート・コピー用紙・本
		ダンボール
		紙パック
大型・中型の燃えるごみ		布団、つくえ、畳、剪定枝、タンス、ソファ、カーペット、ベッド
大型・中型の燃えないごみ		掃除機、オーディオ、電子レンジ、ストーブ、扇風機、加湿器、あんま機、台車、ホットプレート

資料：2019年度版 ごみ収集カレンダー

(2) ごみ処理フロー

ごみの処理・処分は、表3-3に示すとおりです。

表 3-3 ごみの処理・処分方法（西栗倉村）



リサイクル率: 22.9%、最終処分率: 1.7%

第 2 節 一般廃棄物の実績及びその性状

2-1 一般廃棄物発生量の実績

(1) ごみ量

本村のごみ発生量の実績は、表 3-4 に示すとおりです。平成 30 年度のごみ総排出量は 362.44 t/年であり、平成 26 年度 336.16 t/年と比較すると、26.28 t/年、7.8%の増加となっています（図 3-1 参照）。

表 3-4 ごみ発生量の実績（西栗倉村）

		(単位：t/年)				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人 口 (人)		1,525	1,505	1,478	1,468	1,468
家庭系	可燃	207.39	207.33	202.71	201.20	200.66
	不燃					
	資源					
	陶器類	1.69	2.18	1.88	1.89	1.94
	びん	10.19	7.41	6.55	7.36	6.03
	ガラス	0.42	0.59	0.53	0.79	0.73
	蛍光灯	0.15	0.16	0.15	0.17	0.16
	かん	1.82	1.61	1.54	1.59	1.48
	小型金属	1.63	2.10	2.18	2.28	2.61
	乾電池	0.12	0.35	0.29	0.33	0.34
	古紙類	35.10	27.32	17.37	20.52	26.20
	ペットボトル	1.51	1.37	1.43	1.64	1.63
	その他プラ	3.84	3.82	3.65	3.80	3.70
	発泡スチロール	0.23	0.13	0.17	0.25	0.21
	その他紙	2.86	2.43	2.30	2.64	2.39
	廃食用油	0.00	0.00	0.26	0.26	0.26
計		57.87	47.29	36.42	41.63	45.74
その他	粗大	3.31	8.92	10.86	7.53	12.63
集団回収	アルミ缶	0.63	0.62	0.57	0.50	0.62
計		270.89	266.34	252.44	252.75	261.59
事業系	可燃	63.18	68.81	73.53	79.24	89.08
	不燃					
	資源					
	陶器類	0.42	0.31	1.03	0.25	0.75
	びん	0.38	2.69	2.09	1.18	0.95
	ガラス	0.10	0.25	0.66	0.18	0.08
	蛍光灯	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00
	かん	0.09	0.00	0.07	0.03	0.15
	小型金属	0.56	0.96	1.39	0.79	3.43
	乾電池	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00
	古紙類	0.46	1.02	0.80	2.72	5.25
	ペットボトル	0.00	0.01	0.10	0.01	0.14
その他プラ	0.01	0.00	0.00	0.00	0.26	
発泡スチロール	0.00	0.00	0.00	0.00	0.51	
その他紙	0.00	0.00	0.00	0.00	0.25	
計		1.67	4.93	5.11	4.91	11.02
計		65.27	74.05	79.67	84.40	100.85
総 計		336.16	340.39	332.11	337.15	362.44
原単位 (g/人・日)		603.9	618.0	615.6	629.2	676.4

資料：ゴミ処理集計表

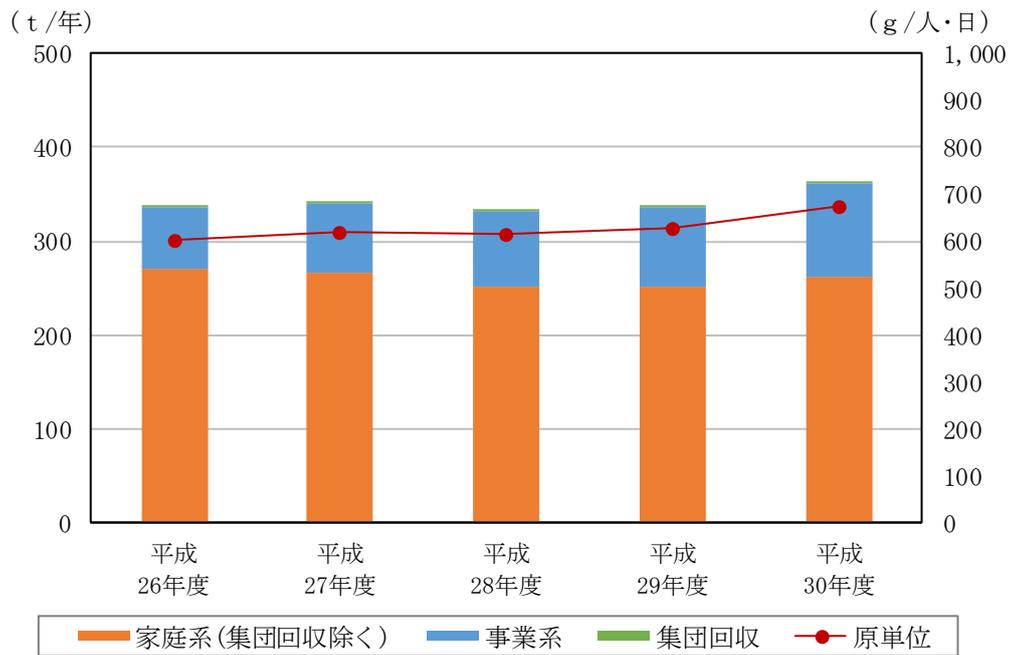


図 3-1 ごみ発生量の実績 (西栗倉村)

(2) ごみの性状

ごみ組成分析結果は、表 3-5 に示すとおりです。

表 3-5 ごみ組成分析結果 (美作クリーンセンター)

		(単位：%)				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ごみ組成分析結果	紙・布類	39.1	39.1	40.4	26.0	33.0
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	23.7	23.7	29.6	42.8	20.3
	木、竹、わら類	14.5	14.5	8.9	8.6	14.9
	ちゅう芥類	13.0	13.0	13.5	16.3	22.4
	不燃物類	0.2	0.2	0.3	0.9	3.5
	その他	9.5	9.5	7.3	5.4	5.9
単位容積重量		255	255	271	155	165
三成分	水分	48.9	48.9	42.1	49.9	49.3
	可燃分	44.1	44.1	51.8	44.8	48.4
	灰分	7.0	7.0	6.1	5.3	2.3
低位発熱量	(計算値)(kJ/kg)	7,080	7,080		7,190	8,070
	(実測値)(kJ/kg)	8,090	8,090		7,680	8,490

資料：一般廃棄物処理実態調査

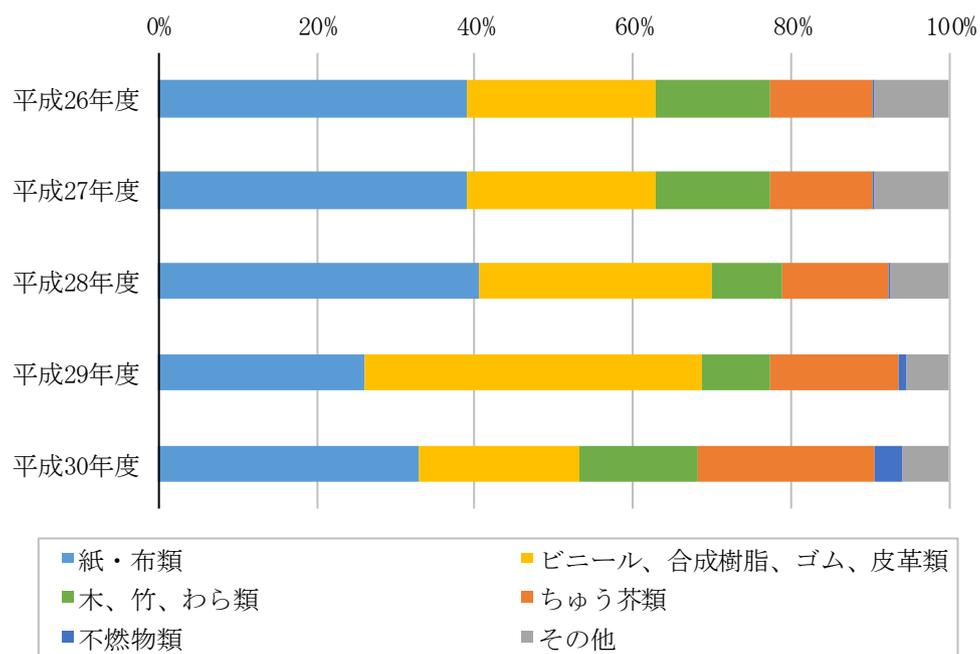


図 3-2 ごみ組成分析結果の推移 (美作クリーンセンター)

ここで、平成30年度実績を基に、排出源である湿基準でのごみ組成を予測すると、表3-6に示すとおりとなります。厨雑芥類が53.5%と最も多く、紙・布・繊維類18.0%、木・草木・藁類が13.2%となります。

表3-6 ごみ組成

	乾ベース ごみ質	含水率	湿ベース ごみ質	設計要領 含水率(参考)
紙・布・繊維類	33.0	7.0	18.0	5.7
合成樹脂・ゴム・皮革類	20.3	2.3	10.5	1.9
木・草木・藁類	14.9	42.6	13.2	34.5
厨雑芥類	22.4	78.8	53.5	63.8
不燃物類	3.5	0.1	1.8	0.1
その他	5.9	0.1	3.0	0.1
水分	49.3	—	49.3	—

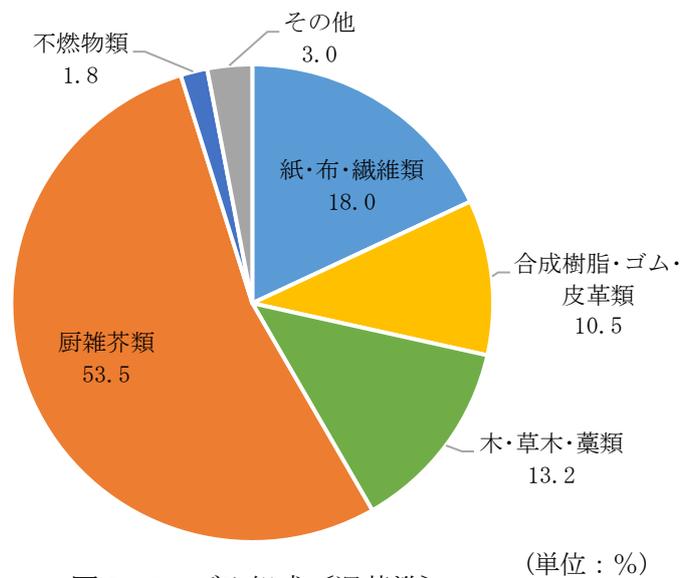


図3-3 ごみ組成 [湿基準]

第 3 節 ごみの減量化・再生利用の実績

3-1 ごみの減量化・再生利用

(1) 資源ごみ分別収集

資源ごみ分別収集量は、表 3-7 に示すとおりです。総量をみると、本村は、減少傾向を示していましたが、平成 30 年度に増加しています。

表 3-7 資源ごみ排出量（西栗倉村）

(単位：t/年)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
びん	10.57	10.10	8.64	8.54	6.98
ガラス	0.52	0.84	1.19	0.97	0.81
蛍光灯	0.19	0.16	0.15	0.17	0.16
かん	1.91	1.61	1.61	1.62	1.63
小型金属	2.19	3.06	3.57	3.07	6.04
乾電池	0.15	0.35	0.29	0.33	0.34
古紙類	35.56	28.34	18.17	23.24	31.45
ペットボトル	1.51	1.38	1.53	1.65	1.77
その他プラ	3.85	3.82	3.65	3.80	3.96
発泡スチロール	0.23	0.13	0.17	0.25	0.72
その他紙	2.86	2.43	2.56	2.64	2.64
廃食用油	0.00	0.00	0.00	0.26	0.26
計	59.54	52.22	41.53	46.54	56.76

(2) 集団回収

集団回収量は、表 3-8 に示すとおりです。総量をみると、資源ごみ分別収集と同様で、本村は、減少傾向を示していましたが、平成 30 年度に増加しています。

表 3-8 集団回収量（西栗倉村）

(単位：t/年)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
アルミ缶	0.63	0.62	0.57	0.50	0.62

(3) 再生利用施設で選別資源化した資源

美作クリーンセンターで不燃物減量・再資源化施設で資源化した量は、表 3-9 に示すとおりです。

表 3-9 不燃物減量・再資源化施設の資源化量（美作市）

（単位：t/年）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
紙製容器包装	69	49	41	43	37
金属類	53	88	0	153	132
ガラス類	0	0	0	242	239
ペットボトル	34	33	33	36	43
白色トレイ	6	4	82	5	5
容器包装 プラスチック	86	90	3	81	67
廃食用油(BDF)	0	5	15	0	16
計	248	269	174	560	539

資料：一般廃棄物処理実態調査

3-2 ごみの減量化・資源化等の啓発事業

(1) 環境教育に関する啓発活動

環境教育として、住民の理解と意識の向上のため、次のような啓発活動を展開しています。

- ① 小学校、中学校での環境教育の実施
- ② ごみ処理施設への見学会の実施
- ③ 小・中学校への啓発リーフレットの作成・配布
- ④ その他情報提供、広報、啓発活動の実施

(2) ごみの減量化・資源化に対する啓発・奨励制度

ごみの減量化・資源化について、住民の理解と協力を得るため、次のような奨励制度を展開しています。

- ① 生ごみ処理機の補助金

(3) ごみの適正処理に対する啓発・奨励活動

ごみの適正処理について、住民と事業者の理解と不適正処理の防止のため、次のような奨励活動を展開しています。

- ① クリーン作戦（地域清掃活動）に対する収集袋の支給、ごみの回収
- ② 金属・家電回収（隔年実施）

第 4 節 一般廃棄物処理の実績・処理体制

4-1 収集運搬

本村全域の生活系ごみについて、美作市へ委託しています。事業系ごみについては、事業者自ら搬入するか、許可業者による収集としています。

(1) 収集運搬体制・収集方式・収集頻度・排出方式

本村の収集運搬体制、収集頻度及び排出方式は、美作市の体制に従い、表 3-10 に示すとおりです。収集方式は、ステーション方式で、ごみステーション（集積所）は、現在 15 か所設置されています。

表 3-10 家庭系ごみの収集運搬体制（美作市）

種 類	収集運搬体制	収集頻度	排出方式	
可燃ごみ	委託	1 回/週 一部 2 回/週	美作市指定袋	
不燃ごみ(陶器類)	直営	1 回/月	美作市指定袋	
資源ごみ	びん類	直営・委託	1 回/月	専用コンテナ
	ガラス類	直営	1 回/月	専用コンテナ
	蛍光灯類	直営	1 回/月	専用コンテナ
	廃天ぷら油	直営	1 回/月	専用コンテナ
	かん類	直営	1 回/月	専用コンテナ
	小型金属類・小型家電類	直営	1 回/月	美作市指定袋
	乾電池	直営	1 回/月	専用コンテナ
	古紙類	委託	1 回/月	紐で結束
	ペットボトル	直営	2 回/月	市販の透明・半透明袋 (20L 以上)
	プラスチック製 容器包装類	直営	2 回/月	市販の透明・半透明袋 (20L 以上)
	発泡スチロール	直営	2 回/月	市販の透明・半透明袋 (20L 以上)
紙製容器包装類	委託	2 回/月	市販の透明・半透明袋 (20L 以上)	
粗大ごみ	直接持込	随時	指定の形状	
特定家電類	直接持込	随時	指定の形状	

注) 可燃ごみの収集頻度、夏季は 2 回/週

資料：平成 30 年度 美作市一般廃棄物処理実施計画

4-2 中間処理

中間処理施設として、焼却施設、不燃物減量・再資源化施設及び保管施設の「美作市クリーンセンター」（供用開始：平成 26 年 9 月）で美作市によって行われています。

(1) 施設概要

それぞれの施設概要は、表 3-12～表 3-14 に示すとおりです。

表 3-11 焼却施設の概要

名 称	美作クリーンセンター
所 在 地	美作市杉原 340
処理方式	ストーカ式准連続炉
処理能力	17.0 t /16H× 2 炉

表 3-12 不燃物減量・再資源化施設の概要

名 称	美作クリーンセンター
所 在 地	美作市杉原 340
公称能力	7.9 t /日
処理方式	選別・圧縮・破碎
備 考	缶・ペットボトル・びん・紙類・プラ・金属類

表 3-13 保管施設の概要

名 称	美作クリーンセンター
所 在 地	美作市杉原 340
対 象 物	かん類・ペットボトル・ビン・紙類・プラ類
面 積	176.8m ²
備 考	美作市直営

(2) 焼却施設の稼働状況

焼却施設の平成 30 年度の稼働状況は、表 3-15 に示すとおりです。

1 号炉の稼働率は 67.1% (=245 日/365 日) であり、2 号炉は 65.5% (239 日/365 日) となっています。

1 号炉の負荷率は 97.1% (=3,706.56 t /3,591.57 時間 / (17 t /16 時間))、2 号炉は 94.1% (=3,609.86 t /3,608.62 時間 / (17 t /16 時間)) となっています。

表 3-14 焼却施設の稼働状況

	全 体		1 号炉			2 号炉		
	焼却量	稼働日数	焼却量	焼却日数	稼働延時間	焼却量	焼却日数	稼働延時間
	t	日	t	日	h	t	日	h
平成30年度	7,316.42	245	3,706.56	245	3,591.57	3,609.86	239	3,608.62
4月	601.49	22	339.52	22	318.29	261.97	17	284.79
5月	687.67	23	341.46	23	321.97	346.21	23	324.14
6月	633.04	21	319.60	21	301.49	313.44	21	293.71
7月	634.96	22	317.69	22	307.39	317.27	22	302.29
8月	713.06	23	357.24	23	348.95	355.82	23	339.48
9月	476.44	16	240.30	16	258.17	236.14	16	251.34
10月	707.62	23	352.77	23	331.69	354.85	23	331.49
11月	571.71	20	284.64	20	294.00	287.07	20	386.79
12月	631.62	21	305.79	21	282.41	325.83	21	296.83
1月	600.08	19	301.10	19	275.06	298.98	19	267.91
2月	524.05	17	266.54	17	252.67	257.51	17	248.16
3月	534.68	18	279.91	18	299.48	254.77	17	281.69

(3) 処理量

それぞれの施設の処理量及び処理内訳は、表 3-16～表 3-18 に示すとおりです。

表 3-15 焼却施設の処理量 (西栗倉村)

(単位：t/年)

			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
搬入量	収集ごみ	可燃ごみ	207	207	203	201	201
		直接搬入ごみ	63	69	74	79	89
		粗大ごみ	0	3	5	4	6
		計	270	279	282	284	296
処理量			270	279	276	284	296
処理後	焼却灰・飛灰のセメント原料化		0	28	23	24	23

資料：一般廃棄物処理実態調査

表 3-16 不燃物減量・再資源化施設の処理量（美作市）

（単位：t/年）

			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
搬入量	収集ごみ	資源ごみ	244	212	739	487	512
	直接搬入ごみ	資源ごみ	6	9	144	113	38
		粗大ごみ	0	0	27	29	0
	計		250	221	910	629	550
処理量			250	269	910	958	550
処理後	資源化量	紙製容器包装	69	49	41	43	37
		金属類	53	88	0	153	132
		ガラス類	0	0	0	242	239
		ペットボトル	34	33	33	36	43
		白色トレイ	6	4	82	5	5
		容器包装プラスチック	86	90	3	81	67
		廃食用油(BDF)	0	5	15	0	16
		計	248	269	174	560	539

資料：一般廃棄物処理実態調査

表 3-17 粗大ごみ処理施設の処理量（西粟倉村）

（単位：t/年）

			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
搬入量	直接搬入ごみ	粗大ごみ	6	6	3	2	4
処理量			0	6	0	2	4
処理後	資源化量	金属類	0	2	0	0	4

資料：一般廃棄物処理実態調査

4-3 最終処分

(1) 施設概要

施設概要は、表 3-18 に示すとおりです。また、焼却灰等は民間に委託し、処理を行っています。

表 3-18 最終処分場の施設概要（美作市）

名 称	美作最終処分場
所 在 地	美作市杉原 340
埋立容量	34,000m ³
埋立方式	被覆型処分場
埋立開始年月	平成 31 年 4 月
残余容量	3,400m ³ （平成 31 年 4 月現在）
埋立期間	15 年間
埋立対象物	不燃性残渣

表 3-19 民間委託処理（美作市）

名 称	三重中央開発(株)	住友大阪セメント(株)	(株)ヤマゼン 上野処分場
所 在 地	三重県伊勢市	兵庫県赤穂市	三重県伊賀市
処理方法	路盤材等への再資源化	セメント再資源化	路盤材等への再資源化
処理対象物	焼却灰・ばいじん	焼却灰・ばいじん	焼却灰

(2) 最終処分量

最終処分対象物は、不燃ごみと粗大ごみの一部(西栗倉村)です。その量は表 3-20 に示すとおりです。

表 3-20 最終処分量（西栗倉村）

(単位：t/年)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収集ごみ	不燃ごみ	2	2	2	2	3
直接搬入ごみ	不燃ごみ	0	0	1	0	0
	粗大ごみ	0	0	3	2	3
計		2	2	6	4	6

資料：一般廃棄物処理実態調査

4-4 一般廃棄物処理体制

(1) 運営・維持管理体制

本村はごみの収集運搬、中間処理、最終処分等に係る運営・維持管理について美作市に委託しており、ごみの収集運搬、中間処理、最終処分等に係る美作市の運営・維持管理体制は、表3-21に示すとおりです。

表3-21 運営・維持管理体制（美作市）

種 別		収集運搬	中間処理	最終処分	
可燃ごみ		委託	直営	委託	
不燃ごみ（陶器類）		直営	直営	直営・委託	
資源ごみ	びん類	生びん	直営	委託	
		3色びん	委託	委託	
	ガラス類		直営	委託	
	蛍光灯類		直営	委託	
	廃天ぷら油		直営	委託	
	かん類		直営	直営	
	小型金属類・小型家電類		直営	委託	
	乾電池		直営	委託	
	古紙類		委託	委託	
	ペットボトル		直営	直営	
	プラスチック製容器包装類		直営	委託	
	発泡スチロール		直営	直営	
	紙製容器包装類		委託	委託	
粗大ごみ			直営	直営・委託	
特定家電類			認定事業者		

(2) 財政等

ごみ処理事業経費は表 3-22 に示すとおりであり、1 人当たりのごみ処理事業経費は表 3-24 及び図 3-4 のとおりです。

表 3-22 ごみ処理事業経費

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
建設改良費	0	0	0	0	0
工事費	0	0	0	0	0
処理運搬施設	0	0	0	0	0
中間処理施設	0	0	0	0	0
最終処分場	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
調査費	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	0	0	0	0	0
人件費	0	0	0	0	0
一般職	0	0	0	0	0
収集運搬	0	0	0	0	0
中間処理	0	0	0	0	0
最終処分	0	0	0	0	0
処理費	0	0	0	0	0
収集運搬費	0	0	0	0	0
中間処理費	0	0	0	0	0
最終処分費	0	0	0	0	0
車両購入費	0	0	0	0	0
委託費	0	0	0	0	0
収集運搬費	0	0	0	0	0
中間処理費	0	0	0	0	0
最終処分費	0	0	0	0	0
その他	21,201	24,001	27,534	30,165	30,682
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	21,201	24,001	27,534	30,165	30,682

資料：一般廃棄物処理実態調査

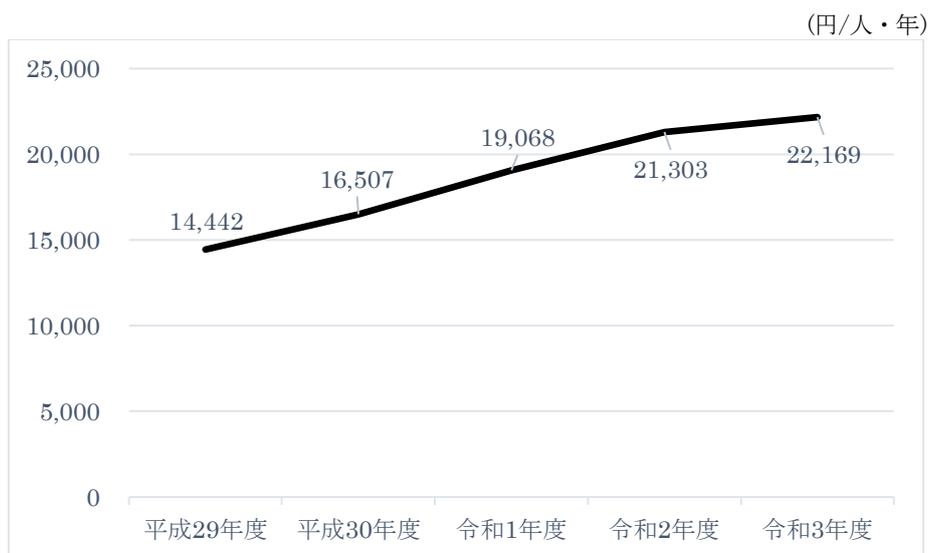


図 3-4 1 人当たりのごみ処理事業経費

第 4 章 ごみ処理の課題の抽出

第 1 節 廃棄物処理システムにより比較評価

環境省において、平成 19 年 6 月に「循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」が策定され、平成 25 年 4 月に見直しを行っています。本項目では、一般廃棄物処理システムの評価をします。

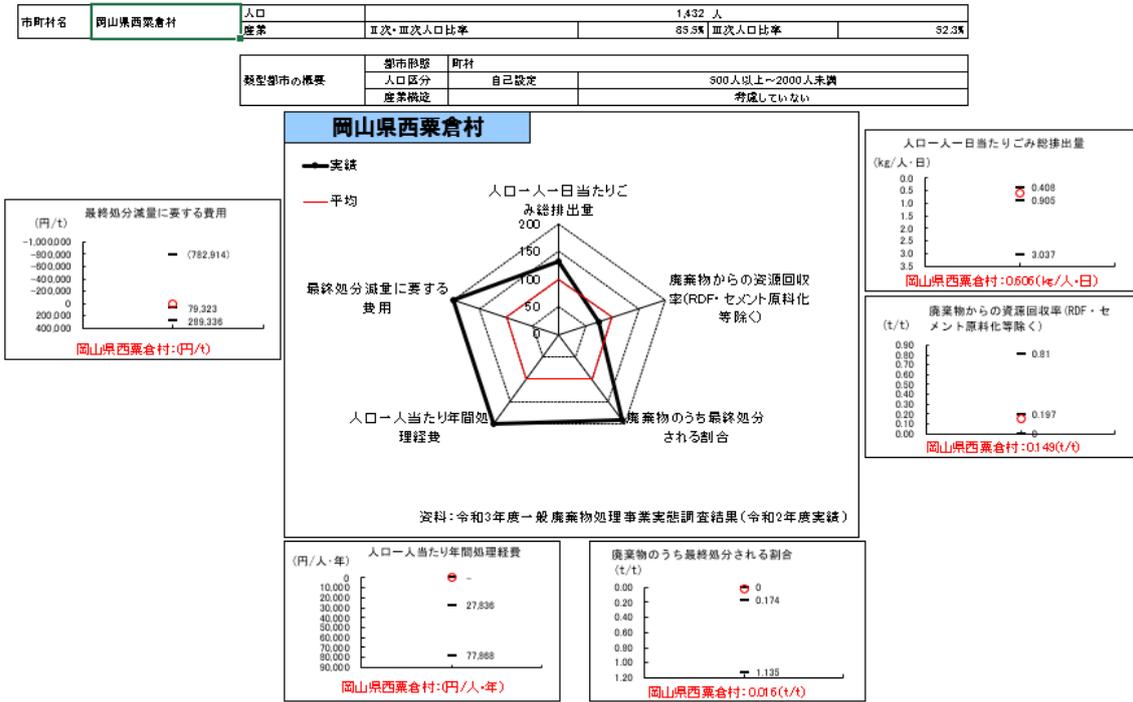
1-1 処理事業の評価指標

環境省で提示されている資料を使用し、類似市町村平均と比較すると、図 4-1 に示すとおりとなります。

表 4-1 類似市町村〔77 団体〕

団体名	団体名
北海道島牧村	長野県王滝村
北海道留寿都村	長野県生坂村
北海道泊村	長野県栄村
北海道神恵内村	岐阜県白川村
北海道積丹町	愛知県豊根村
北海道赤井川村	京都府笠置町
北海道浦臼町	奈良県曾爾村
北海道北竜村	奈良県御杖村
北海道占冠村	奈良県黒滝村
北海道音威子府村	奈良県天川村
北海道中川町	奈良県下北山村
北海道幌加内町	奈良県川上村
北海道初山別村	奈良県東吉野村
北海道中頓別町	島根県知夫村
北海道利尻町	岡山県新庄村
北海道西興部村	徳島県上勝町
青森県西目屋村	高知県北川村
青森県風間浦村	高知県馬路村
青森県佐井村	高知県三原村
宮城県七ヶ宿町	熊本県産山村
福島県檜枝岐村	熊本県五木村
福島県三島村	大分県姫島村
福島県金山町	宮崎県西米良村
福島県昭和村	宮崎県諸塚村
福島県葛尾村	鹿児島県十島村
群馬県上野村	鹿児島県大和村
群馬県神流村	鹿児島県宇検村
群馬県南牧村	沖縄県東村
東京都神津島村	沖縄県渡嘉敷村
山梨県早川町	沖縄県座間味村
山梨県道志村	沖縄県粟国村
山梨県小菅村	沖縄県南大東村
山梨県丹波山村	沖縄県北大東村
長野県南相木村	沖縄県伊平屋村
長野県北相木村	沖縄県伊是名村
長野県根羽村	沖縄県多良間村
長野県壳木村	沖縄県与那国町
長野県天龍村	
長野県泰阜村	
長野県大鹿村	

標準的な指標 1 (指標値によるレーダーチャート)



備考:エネルギー回収量及び温室効果ガスについては、データの把握状況が市町村によって異なるため、参考値として取扱って下さい。また、民間施設への委託分も指標には反映されていないことにご注意ください。

図 4-1 類似市町村平均との比較

処理システム評価支援ツールを使用。

第 2 節 分別区分の評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」では、適正な循環的利用・適正処分の観点から分別収集区分についても定めています。

分別収集の類型区分を表 4-2 に示します。本村が委託している美作市は、資源回収する容器包装としてアルミ缶・スチール缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装を収集し、他に古紙類、廃天ぷら油、蛍光灯、小型金属・小型家電、乾電池、発泡スチロールを収集しています。したがって、本村の分別収集の類型区分は、類型Ⅲに近い分別区分となっています。

表 4-2 処理システム指針の分別収集区分との比較

分別収集区分	類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	美作市	備考
①資源回収する 容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	○	○	○	
	①-2 ガラスびん	○	○	○	
	①-3 ペットボトル	○	○	○	
	①-4 プラスチック製容器包装		○	○	
	①-5 紙製容器包装		○	○	
②古紙類・布類等の資源ごみ	○	○	○	○	布類は 集団回収のみ
③生ごみ、廃食用油等のバイオマス			○	△	×生ごみ ○廃食用油
④小型家電		○	○	○	
⑤燃やすごみ	○	○	○	○	
⑥燃やさないごみ	○	○	○	○	
⑦その他専用の処理のために分別するごみ	○	○	○	○	
⑧粗大ごみ	○	○	○	○	

資料：『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』（平成 19 年 6 月（平成 25 年 4 月改訂）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）の p 3～4

第 3 節 ごみ処理の課題

本村のごみに関する課題として、大きく、「①ごみの排出量」、「②リサイクル」、「③収集・運搬」、「④中間処理」、「⑤最終処分」、「⑥その他」の 6 つに分けて、課題を整理します。

① ごみの排出量に関する課題

【現状】



- ・類似市町村と比べて 1 人 1 日当たりの排出量は少し多くなっています (図 4-1 参照)。
- ・排出されるごみの内、可燃ごみの占める割合が最も高く、その内約 50%は水分となっており (表 3-5 参照)、生ごみの占める割合が高くなっています (図 3-3 参照)。
- ・ごみの排出量を抑制するため、国の基本方針において、市町村の役割として 有料化が謳われている中、処理委託している美作市、本村においては、可燃ごみと不燃ごみ及び小型金属類を指定ごみ収集袋で有料としています。

【課題】

- ・生ごみ削減に向け、水切りの徹底等の取り組み推進が必要です。
- ・排出量抑制のため、現行のごみ処理の有料制について、さらなる精査が必要です。

② リサイクルに関する課題

【現状】



- ・類似市町村と比べて資源回収率は中央値に近く (図 4-1 参照)、資源ごみの収集量や持込量、集団回収量は横ばいを示しています (表 3-7、表 3-8 参照)。
- ・リサイクル率について、全国値と比較すると、本村は 22.9%[H30]であり、全国値 20.2%[実態調査H29]より高い値を示しています。

【課題】

- ・資源回収量は減少しており、さらなる分別の徹底に向け、ごみ問題に対する意識向上のための広報や啓発について検討する必要があります。

③ 収集・運搬に関する課題

【現状】

- ・粗大ごみ及び大型不燃ごみについては、直接搬入としています。

【課題】

- ・粗大ごみと大型不燃ごみについて、頻度も含めた収集方法を検討する必要があります。

④ 中間処理に関する課題

【現状】

- ・中間処理施設である「美作クリーンセンター（焼却施設、不燃物減量・再資源化施設、保管施設）」は、平成 26 年度に供用開始しており、稼働後 10 年となっています。施設の稼働状況等は特に問題はありません。

【課題】

- ・引き続き、適正処理に努めていきます。

⑤ 最終処分に関する課題

【現状】

- ・「美作最終処分場」は、平成 31 年 4 月に供用開始し、埋立期間 15 年を計画しています。

【課題】

- ・施設の長期利用に向け、最終処分量の削減に努めていきます。

⑥ その他の課題

【現状】

- ・1人当たりのごみ処理事業経費は、近年増加傾向にあります（図 3-4 参照）。
- ・不法投棄や排出ルールを守らないごみの排出などが見られます。

【課題】

- ・処理経費のさらなる低減化に向けた対策の検討が必要になります。
- ・不法投棄のパトロールなど監視体制の強化を検討するとともにルール違反のごみ排出を防止するよう、広報啓発の強化を検討する必要があります。

第 5 章 ごみ排出量等の将来予測

第 1 節 ごみ排出量の見込み

ごみ排出量の見込みは、表 5-2 に示すとおりです。

本村は、令和 11 年度に 405 t /年となり、平成 30 年度の 362 t /年に対し、43 t /年 (11.9%) の増加と予測されます。

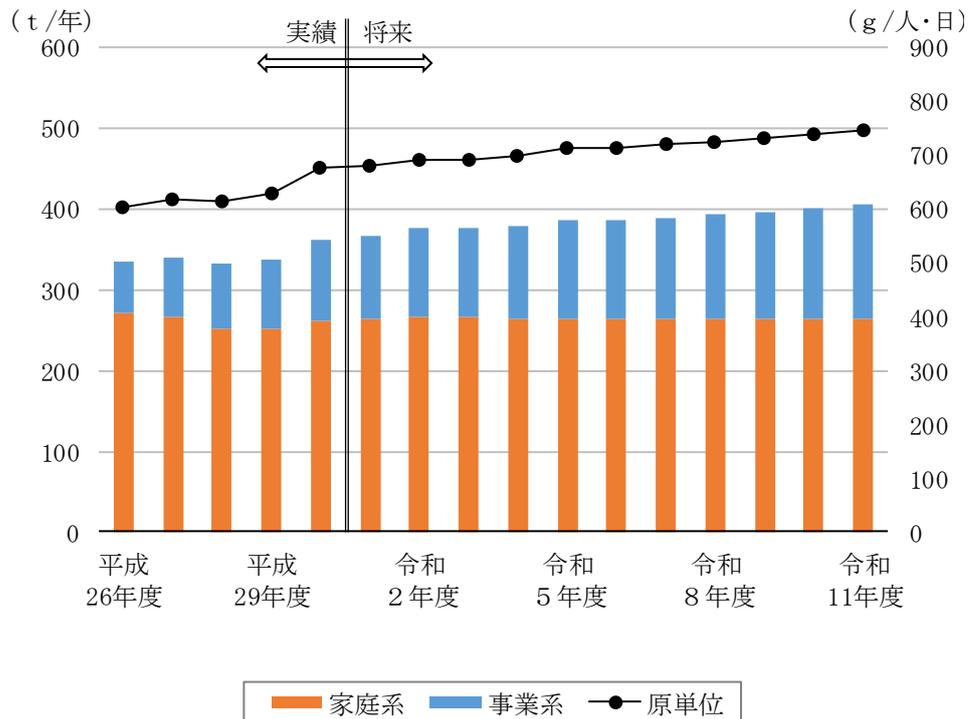


図 5-1 ごみ排出量の見込み《目標達成》(西粟倉村)

表5-2 ごみ排出量の見込み《目標達成》(西栗倉村)

(単位：t/年)

			実績	見込み			
			平成30年度	令和6年度	令和11年度		
人 口 (人)			1,468	1,483	1,488		
家庭系	資源	可燃	200.66	201.90	202.16		
		不燃	陶器類	1.94	1.83	1.79	
		その他	粗大	12.63	12.77	12.82	
		ガラス系	びん	6.03	5.66	5.25	
			ガラス	0.73	0.69	0.64	
			蛍光灯	0.16	0.15	0.14	
		金属系	かん	1.48	1.68	1.85	
			小型金属	2.61	2.97	3.26	
			乾電池	0.34	0.39	0.42	
		紙系	古紙類	26.20	26.49	26.58	
			その他紙	2.39	2.42	2.42	
		プラ系	ペットボトル	1.63	1.88	2.01	
			その他プラ	3.70	4.27	4.57	
			発泡スチロール	0.21	0.24	0.26	
		油系	廃食用油	0.26	0.27	0.27	
		計			45.74	47.11	47.67
		計(家庭系)			260.97	263.61	264.44
事業系	資源	可燃	89.08	109.50	127.75		
		不燃	陶器類	0.75	0.75	0.75	
		ガラス系	びん	0.95	0.95	0.95	
			ガラス	0.08	0.08	0.08	
			蛍光灯	0.00	0.00	0.00	
		金属系	かん	0.15	0.15	0.15	
			小型金属	3.43	3.43	3.43	
			乾電池	0.00	0.00	0.00	
		紙系	古紙類	5.25	5.25	5.25	
			その他紙	0.25	0.25	0.25	
		プラ系	ペットボトル	0.14	0.14	0.14	
			その他プラ	0.26	0.26	0.26	
			発泡スチロール	0.51	0.51	0.51	
		計			11.02	11.02	11.02
計(事業系)			100.85	121.27	139.52		
集回 回収	金属系	アルミ缶	0.62	0.70	0.77		
総 計			362.44	385.58	404.73		
(g/人・日)			676.4	712.3	745.2		

第 2 節 減量化等の目標

2-1 目標設定

今後のごみ処理において目指す姿として、排出抑制・減量化による減量目標、資源化目標を以下のとおり設定します。ごみの減量及び資源化の目標を達成することにより、ごみ処理費用の低減化の達成を目指します。

なお、目標の設定年度は、計画最終年度の令和 11 年度とします。

① ごみ排出量の目標

本計画における減量化目標を、『第 6 次西栗倉村総合振興計画』を参考に以下のように設定します。

《西栗倉村》令和 11 年度に、 1 人 1 日当たりのごみ排出量	：約 550g/人・日 (平成 30 年度) 676g/人・日
--------------------------------------	------------------------------------

② リサイクル率の目標

資源ごみ及び集団回収量の実績は、減少傾向を示しており、基本的に実績値を維持することを目標とします。

本計画におけるリサイクル率の目標を、以下のように設定します。

《美作市及び西栗倉村》令和 11 年度に 20%以上 (現状維持)

【指標】平成 30 年度において

美作市 : 20.1% (=1,626 t/年[総資源化量] / 8,087 t/年[ごみ総排出量])

西栗倉村 : 22.9% (=83 t/年[総資源化量] / 362 t/年[ごみ総排出量])

③ 最終処分率の目標

本計画における最終処分率の目標を、以下のように設定します。

《美作市及び西粟倉村》令和11年度に2%以下（現状維持）

【指標】平成30年度において

美作市 : 1.4% (=116 t/年[最終処分量] / 8,087 t/年[ごみ総排出量])

西粟倉村 : 1.7% (=6 t/年[最終処分量] / 362 t/年[ごみ総排出量])

2-2 目標値の指標

上位計画の数値目標等を整理すると、表5-1に示すとおりです。

- a. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和5年6月改正。以下「国の基本方針」という。）
- b. 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）
- c. 第5次岡山県廃棄物処理計画（令和4年3月策定）

表5-3 目標値等

	国の基本方針	循環型社会形成推進基本計画	岡山県廃棄物処理計画
目標年度	令和7年度	令和12年度	令和7年度
ごみ排出量	平成24年度に対し、約16%削減		
1人1日当たりのごみ排出量			935 g / 人・日
1人1日当たりのごみ焼却量		約580g / 人・日	
1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源ごみ等除く）	440 g / 人・日		477 g / 人・日
再生利用率	約28%		23.1%
最終処分量	平成24年度に対し、約31%削減		64.1t / 1日当たり最終処分量

注) は、本計画で目標を計画する項目を示します。

第 6 章 目標達成に向けた施策

第 1 節 基本方針

ごみをめぐる環境が大きく変化する中で、「ごみを如何に減らし、かつ資源として循環させるか」という新たな時代に対応した施策を確立し、循環社会を構築することが求められています。

本村のごみ処理の状況及び前述の課題の整理より、以下の 2 点を基本的な方針として、今後のごみ処理を検討していきます。

基本方針 1：ごみ排出量の低減化

基本方針 2：資源回収の推進

今後も中間処分場、最終処分場などを設けず、処理委託を継続することとし、上記の基本方針の基、ごみそのものの発生を抑制し、排出されるごみに関しては資源としてとらえ、再使用や再資源化を進めます。

第 2 節 分別区分及び排出方法

2-1 分別区分

家庭系ごみの分別区分は、基本的に現状どおりとします（表 6-1 参照）。

資源化の推進に向けて、資源の分別は現状の分別区分の中で、分別の徹底による回収量の拡大を目指すものとし、当面は分別区分の変更を行わないものとします。

表 6-1 家庭系ごみの分別区分〔現状同様〕

種 別	品 名	
可燃ごみ	生ごみ、紙おむつ、ぬいぐるみ、手袋、おもちゃ、くつ、紙くず、CDケース、カード	
不燃ごみ	陶器類	茶碗、皿、白熱電球、グロー球、花びん、鏡
資 源 ご み	3色びん	透明びん
		茶色びん
		その他の色のびん
	生びん	一升びん、ビールびん
	蛍光灯類	蛍光灯、水銀体温計
	ガラス類	割れた板ガラス、割れたびん、板ガラス、ガラス製灰皿、化粧びん
	資源かん	アルミ缶、スチール缶
	乾電池・ライター	アルカリ・マンガン電池、その他乾電池、ライター
	スプレー缶	スプレー缶、カセットボンベ
	刃物・突鋭物等	縫い針、カミソリ、ナイフ・包丁、金属製ハンガー、針金、くぎ・画びょう
	小型金属類	金属のおもちゃ、油汚れのとれない缶・金属のキャップ、なべ、ドライヤー、トースター、アイロン
	プラスチック製容器包装類	プラ製キャップ、プリン容器、ソース類容器、ゼリーの容器、色つきトレイ、シャンプー容器、卵容器、弁当容器、ペットボトルラベル
	発泡スチロール	発泡スチロール、白色トレイ
	紙製容器包装類	ティッシュの箱、たばこの箱、石けんの箱、カップ麺のふた、アルミホイル等の箱、紙袋、お菓子の箱、カレールー等の箱、アイスの容器（紙）
	ペットボトル	ペットボトル
古紙類	新聞紙	
	雑誌・封筒・厚紙・ノート・コピー用紙・本	
	ダンボール	
	紙パック	
大型・中型の燃えるごみ	布団、つくえ、畳、剪定枝、タンス、ソファ、カーペット、ベッド	
大型・中型の燃えないごみ	掃除機、オーディオ、電子レンジ、ストーブ、扇風機、加湿器、あんま機、台車、ホットプレート	

2-2 排出方法

排出方法については、現在、可燃ごみ、陶器類及び小型金属類を市指定袋としており、袋の販売価格には処理手数料を含んでいます。今後は、有料としている対象や料金について精査し、必要に応じて見直しを検討します。

排出方法は、表 6-2 に示す方法を基本として検討します。

検討にあたっては表 6-3 に示す事項に留意して行います。

表 6-2 ごみの排出方法〔現状同様〕

種 類	形 態	有料・無料
可燃ごみ	市指定袋	有料
3色びん	専用コンテナ	無料
紙製容器包装類	市販の透明・半透明袋 (20L以上)	無料
古紙類	紐で締結	無料
陶器類	市指定袋	有料
生きびん	専用コンテナ	無料
廃天ぷら油		
資源かん		
ペットボトル	市販の透明・半透明袋 (20L以上)	無料
プラスチック製容器包装類		
発泡スチロール		
ガラス類	専用コンテナ	無料
蛍光灯類		
刃物・突鋭物等		
スプレー缶		
乾電池・ライター		
小型金属類	市指定袋	有料
剪定枝、草	指定の形状	有料
粗大ごみ		
特定家電類		

表 6-3 有料化施策の変更に関する留意事項

項目	留意事項
不法投棄	さらなる有料化（料金設定変更等）を実施する場合、不法投棄の増加が心配されます。
分別排出の徹底	より料金の安い設定のごみに、料金設定の高いごみが混入する恐れがあります。
リバウンド	料金設定変更等の直後に減量した後、他の施策を講じない場合には、徐々にごみ量が増加する「リバウンド」が生じ、減量化の効果が小さくなるケースもあります。

第 3 節 収集・運搬計画

収集運搬体制は必要に応じて、随時見直すものとし、以下のとおり実施するものとします。

3-1 収集運搬の主体

収集運搬は美作市に委託し、美作市の収集対象は美作市全域、西粟倉村全域の生活系ごみについてとしています。

また、事業系ごみについては、事業者自ら搬入するか、許可業者による収集とし、事業者の責任において行うものとします。

3-2 行政収集

(1) 収集対象ごみ

収集対象ごみは、美作市ごみ処理計画に基づき、西粟倉村全域において、日常の家庭生活から発生する生活系ごみとします。

(2) 収集運搬体制・収集頻度

村内の収集運搬体制及び収集頻度は、基本的に現状どおりとし、表 6-4 に示すとおりです。収集方式は、現在、ステーション方式としており、今後もこの方式を継続するものとします。

なお、粗大ごみは及び大型粗大ごみについては、収集頻度も含めて収集方式を検討します。

表 6-4 家庭系ごみの収集運搬体制〔現状同様〕

種 類	収集運搬体制	収集頻度	
可燃ごみ	委託	1回/週 一部2回/週	
不燃ごみ(陶器類)	直営	1回/月	
資源ごみ	びん類	直営・委託	1回/月
	ガラス類	直営	1回/月
	蛍光灯類	直営	1回/月
	廃天ぷら油	直営	1回/月
	かん類	直営	1回/月
	小型金属類・小型家電類	直営	1回/月
	乾電池	直営	1回/月
	古紙類	委託	1回/月
	ペットボトル	直営	2回/月
	プラスチック製 容器包装類	直営	2回/月
	発泡スチロール	直営	2回/月
	紙製容器包装類	委託	2回/月
粗大ごみ	直接持込	随時	
特定家電類	直接持込	随時	

注) 可燃ごみの収集頻度、夏季は2回/週

収集運搬体制については、美作市の体制

資料：平成30年度 美作市一般廃棄物処理実施計画

(3) 収集車両

車両による収集運搬は、機動性・柔軟性に優れているため、今後も現状どおり車両による収集運搬を継続するものとします。

(4) 収集運搬量

収集運搬量の見込みは、表 7-5 に示すとおりです。

表 7-5 収集運搬量（西栗倉村）

(単位：t/年)

			実績	見込み	
			平成30年度	令和6年度	令和11年度
可燃		委託収集	200.66	201.90	202.16
不燃	陶器類	直営収集	1.94	1.83	1.79
資源物	びん	直営収集	0.00	0.00	0.00
		委託収集	6.03	5.66	5.25
	ガラス	直営収集	0.73	0.69	0.64
	蛍光灯	直営収集	0.16	0.15	0.14
	かん	直営収集	1.48	1.68	1.85
	小型金属	直営収集	2.61	2.97	3.26
	乾電池	直営収集	0.34	0.39	0.42
	古紙類	委託収集	26.20	26.49	26.58
	ペットボトル	直営収集	1.63	1.88	2.01
	その他プラ	直営収集	3.70	4.27	4.57
	発泡スチロール	直営収集	0.21	0.24	0.26
	その他紙	直営収集	0.00	0.00	0.00
		委託収集	2.39	2.42	2.42
	廃食用油	直営収集	0.26	0.27	0.27

3-3 行政収集を行わないものの取り扱い

(1) 粗大ごみ

現在は原則直接持込としていますが、今後は個別回収の実施について、収集頻度も含めて検討します。

(2) 事業系ごみ

村内で発生する事業系一般廃棄物については、事業者自ら搬入するか、許可業者によるものとします。

また、抜き取り検査等により、処理不適物混入の防止の徹底を図るものとします。

(3) 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物は、基本的に村として処理しないものとし、販売店、メーカー等により円滑な回収ルートの確保に努めるものとします。

第 4 節 中間処理計画

中間処理は、分別収集されたごみ種に応じて、それぞれに適正に処理し、処理過程でも再使用・再生利用・熱回収を図り、ごみの減量・減容化に努めていきます。

4-1 運営・管理体制

現在、処理施設の運営管理については全て美作市へ委託しており、今後も継続するもの
とします。

4-2 中間処理対象ごみ及び処理方法

分別区分を大きく変更しないことから、各施設の処理対象物は、基本的に現状どおりで
あり、将来の処理フローは、図 7-1 に示すとおりです。

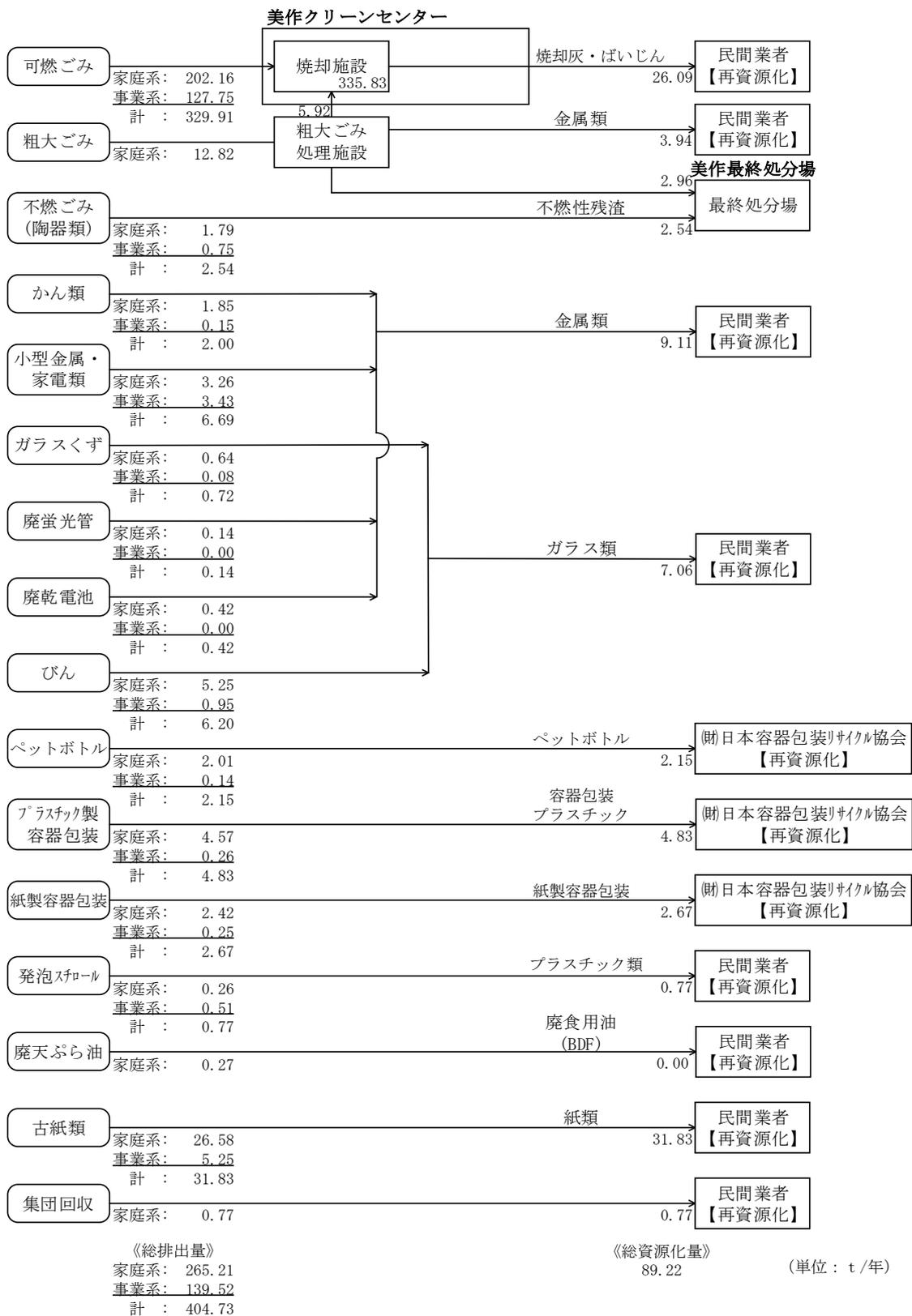


図 7-1 将来のごみ処理フロー [令和 11 年度] (西栗倉村)

リサイクル率: 22.0%、最終処分率: 1.4%

4-3 中間処理量

中間処理施設の処理量の見込みは、表7-6～表7-7に示すとおりです。

表7-6 焼却施設の処理量の見込み（西栗倉村）

(単位：t/年)

		実績	見込み	
			平成30年度	令和6年度
搬入量	可燃ごみ	290	311.40	329.91
	粗大ごみ	6	5.89	5.92
	計	296	317.29	335.83
処理後	焼却灰・飛灰の セメント原料化	23	24.65	26.09

資料：実績は一般廃棄物処理実態調査

表7-7 粗大ごみ処理施設の処理量の見込み（西栗倉村）

(単位：t/年)

		実績	見込み	
			平成30年度	令和6年度
搬入量	粗大ごみ	4	3.93	3.94
処理後	金属類	4	3.93	3.94

資料：実績は一般廃棄物処理実態調査

第5節 最終処分計画

5-1 運営・管理体制

現在の最終処分場の維持管理は全て美作市へ委託しており、今後も継続するものとしません。

5-2 最終処分対象ごみ及び処分方法

最終処分対象ごみは、中間処理等を経て最終的に残ったごみで、資源化・減量（容）化することが困難で、無害化・安定化しているものとします。具体的には、埋立ごみ、焼却残渣（溶融スラグ含む）、破碎・選別設備及び資源処理設備からの不燃物です。

5-3 最終処分量

最終処分量の見込みは、表7-8に示すとおりです。

表 7-8 最終処分量の見込み（西栗倉村）

（単位：t/年）

		実績	見込み	
		平成30年度	令和6年度	令和11年度
搬入量	不燃ごみ	3	2.58	2.54
	粗大ごみ	3	2.95	2.96
	計	6	5.53	5.50

資料：実績は一般廃棄物処理実態調査

第 6 節 施設整備計画

本村では施設は所有しておらず、美作市にごみ処理を委託しており、美作市の中間処理施設の「美作クリーンセンター（焼却施設、不燃物減量・再資源化施設、保管施設）」は、平成 26 年度に供用開始しており、稼働後 9 年となっています。

また、美作市の最終処分場の「美作最終処分場」は、平成 31 年 4 月に供用開始し、埋立期間 15 年を計画しています。

本村において施設整備は行わず、引き続き美作市へ委託する体制を継続することとします。

第 7 節 ごみの減量

各家庭、事業所でごみの排出量を抑制することは、排出量の削減のみでなく、再生利用率の向上や最終処分量の削減、処理費用の低減にも繋がります。目標達成のためには、村民、事業者一人ひとりの意識向上が必要となります。

本村では村民や事業者の意識向上、ごみ減量化に向け、以下に示すような施策を検討していきます。

○生活系ごみ・事業系ごみ処理の有料化

ごみ処理の有料化は、相応の処理手数料の負担を求めることによって、村民、事業者のごみに対する意識の向上を図り、ごみの減量、資源ごみの分別の徹底などにつなげていくための施策です。また、徴収した処理手数料による財源確保なども期待されます。

本村では、美作市の体制に従い、収集の可燃ごみと不燃ごみ[陶器類]及び小型金属類(小型家電含む)、直接持込ごみの有料制を実施していますが、ごみの減量や資源ごみの分別徹底をさらに推進するため、必要に応じて美作市と協議の上、現行の有料制度の見直しを検討していきます。

○広報啓発の推進

村民、事業者に対してごみの減量化、ごみの適正な出し方に関する啓発を徹底します。具体的には、水切りの徹底、有料化等施策、マイバッグ運動などの情報について、広報や HP、村民参加のイベント等の中で情報発信を行っていきます。

○環境学習の推進

ごみの減量化に関する社会意識を育てるため、小中学校や地域社会の場において、各種啓発パンフレット・冊子を活用した教育やごみ処理施設の見学会、出前講座などの教育啓発活動に積極的に取り組みます。

○助成支援制度の実施

事業者のごみ減量に関する支援策について検討します。

	取り組み例
村民	<ul style="list-style-type: none"> • 過剰包装の自粛の推進 買物袋等のごみを減らす観点から、買物の際には、買物かご、買物袋等を持参してください。 • 食品ロスの削減 食べ残し、賞味期限切れの商品の削減に努めてください。 • 水切りの励行の推進 厨芥ごみは、多くの水分を含んでいるため、水切りを徹底してください。 • 家庭生ごみ処理の実施 家庭から多量に発生する生ごみについて生ごみ処理機を用いた資源化により、ごみの減量を進めてください。 • 家庭におけるエコ・クッキングの推進 家庭の台所から発生する生ごみの量を少なくするための調理方法などについて学び、市民のごみの減量意識の高揚と厨芥ごみの減量に努めてください。 • 家具・家電製品の修理、衣類のリフォームの推進 家具・家電製品の修理、衣類のリフォーム等により、ものをできるだけ長期に亘り使用することが、排出抑制の一手法となります。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 発生源における排出抑制の推進 事務所では紙類、食品関係や旅館などの事業所では厨芥類が多く排出されます。こうした多量のごみの排出源となる場所では、紙ならば裏紙の使用、厨芥ならば自家処理による堆肥化などを検討し、排出抑制に努めてください。 • 過剰包装の抑制の推進 販売店や流通業においては、マイバッグ運動の推進や、過剰な包装資材の減量化を推進してください。 • 再生品の使用促進の推進 事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等は、再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する材料等についても再生品の使用に努めてください。

第 8 節 資源化の推進

ごみの排出時には、まず資源になるものかどうか確認し、資源化可能なものは資源にすることが重要になります。

村として、村民、事業者がごみとしての排出を避け、可能な限り資源化に取り組むよう、以下に示すような施策を検討していきます。

○分別収集の拡大・徹底

現在実施している資源の分別収集について、より出しやすい排出方法の検討を行うとともに、分別徹底を呼び掛け、資源回収量の減少を抑制します。

○ごみ処理料金徴収の検討

ごみ処理の有料化において、資源の収集とごみの収集で徴収料金に差を持たせることにより、資源としての排出を促す方法について実施を検討します。

○広報啓発の推進

村民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適正な出し方に関する啓発を徹底します。具体的には、分別の徹底に関する啓発や、家庭でできる資源化の取り組み、などについて、広報やHP、出前講座、村民参加のイベント等の中で情報発信を行っていきます。

○助成支援制度の実施

資源回収推進団体に対する報奨金など、資源化に向けた取り組みに対する支援制度を今後も継続して実施します。

	取り組み例
村民	<ul style="list-style-type: none">・分別の徹底 資源として回収しているものについては、ごみに混ぜず、しっかり分別して排出してください。・家庭でできる資源化の実施 家庭から多量に発生する生ごみについて生ごみ処理機器を用いた資源化を実施したり、リフォームによりごみを再生利用したり、家庭内での資源化を実施してください。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・資源分別の実施 一般家庭と同様に事業者においても、資源分別を実施し、分別した資源について、資源化業者等を利用した適切な処理を実施してください。・資源化の推進 食品関係や旅館などの事業所では厨芥類が多く排出されます。こうした多量に排出しているごみについては、自家処理等を検討し、資源化の推進を図ってください。・店頭回収の実施 牛乳パックやトレイなど店頭回収の実施に協力してください。

第 9 節 その他の計画

9-1 適正処理困難物に対する対処方針

タイヤや消火器をはじめとする適正処理が困難な廃棄物や、医療系廃棄物、水銀等の人体や環境に深刻な影響を及ぼす恐れのある廃棄物については、村としては収集・処理を行わないものとしますが、その適正な処理方法についての周知徹底を図っていきます。

9-2 不法投棄対策

今後のさらなる有料化に伴い、不法投棄の増加が懸念されます。本村は、山間地域のため、人目の届かない林道なども多数存在することから、年間数度の不法投棄が発生しています。発見は村民からの通報が主であり、パトロールの実施、啓発看板・監視カメラの設置、警察との連携を行っていますが、不法投棄は後を断たない状況です。また、内容物などを調査すると、区域内でなく、区域外からの不法投棄がほとんどです。そのため、不法投棄を監視するパトロールを強化するとともに、違法行為には厳正な対応を行います。

- ・通年不法投棄監視（(株)百森）
- ・年2回不法投棄監視パトロール及び投棄ゴミ回収作業委託（シルバー）
- ・不法投棄ゴミ監視重点地域への監視カメラの設置（6カ所）

また、近年、プラスチックごみを原因とする海洋汚染が世界的に問題となっています。プラスチックごみやペットボトルなどのポイ捨てや不法投棄を未然に防ぐため、村のホームページ等を通じて、村民や事業者の環境美化に対する意識を向上させていきます。

9-3 広報・啓発活動のあり方

広報の方法については、従来、広報誌、リーフレット等を通じて行ってきましたが、紙媒体自体がごみになることも懸念されるため、紙に頼らないPRが必要です。インターネットのホームページの充実をはじめ、LINEの活用など、各種メディアの積極的な利用を検討し、広く情報公開を行っていきます。

9-4 計画推進体制

本計画は、ごみの減量化・資源化、処理費用の低減化を基本的な方針としています。この基本方針を達成するためには、これまでの行政主体のごみ処理のあり方ではなく、村民と事業者も一体となった取り組みが必要です。このため、村民・事業者・行政が本計画の基本理念や基本目標、ごみ処理の現状などを共有し、連携を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすことが重要となってきます。また、計画を推進するにあたって、施策の展開と達成状況を点検・評価する仕組みが必要となります。

したがって、計画実施状況や見直し内容などを広報やホームページを活用して広く村民・事業者公表し、意見を今後の施策に積極的に反映できる体制を作っていきます。

9-5 情報管理計画

・処理状況・情報の公開

美作市からごみ処理実績データ（ごみの受入から処理・処分まで）の集計データを提供していただき、運用管理を行います。計画策定などに利用し、効率よく遂行できるようにします。

また、実績データ等の情報は、ホームページや広報誌など広報啓発活動に活かすように努めます。

・リサイクル情報の発信

不用品交換情報、粗大ごみの修理・再生情報、リサイクル関連情報等を、広報誌、ホームページなどで情報提供に努めます。

第 7 章 災害廃棄物の基礎的事項

第 1 節 計画策定の背景及び目的

西粟倉村は岡山県の最東北端に位置し、標高 270m～1,280m で起伏に富んだ地形であり、北部を中国山脈が東西に走る森林地帯で、林野率 94.7% です。気温は年平均 11℃ と低く、降水量は年間 2,000mm であり、春夏は特に多くなっています。また、降雪量は、北部で 2 m に達するところもあり、耕地は吉井川水系吉野川の源流域まで流域に沿って帯状にあります。

近年、大型台風やゲリラ豪雨などの異常気象により全国的にも想像を絶する大災害に見舞われており、本村も例外ではなく被害を受けています。

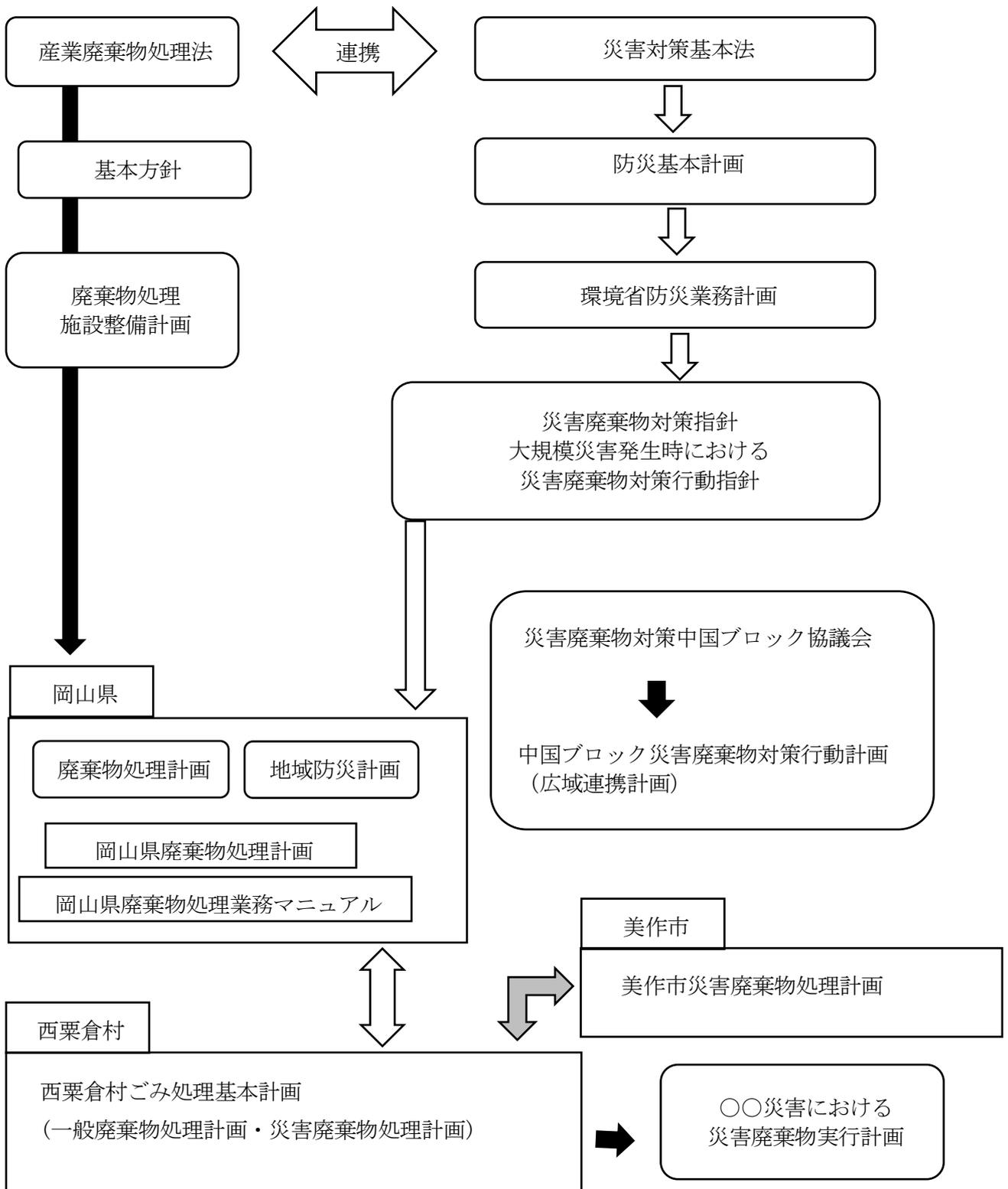
平成 30 年 7 月豪雨災害では、特に梶並川と吉野川との合流域付近にかけて、豪雨により河川水位が上昇し、雨水が排除できなくなり、周辺地域の家屋が床上床下浸水するなど甚大な被害に見舞われました。

こうした災害時に発生する廃棄物は、種々な廃棄物が混ざり合い処理しづらい性状のものが一度に大量に発生するため混乱が生じています。

災害廃棄物の処理にあたっては、まず住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安心安全のため迅速な対応が必要であることから、自然災害により発生した災害廃棄物の処理について、今後本村が被災した場合を想定し災害応急対応、災害復旧・復興に必要な事項とともに支援側となった場合も含め基本的な事項を取りまとめることとしました。

今後は本計画をもとに災害廃棄物処理に係る関係主体との情報共有と教育・訓練を重ね災害廃棄物処理の対応能力の向上を図ります。

第 2 節 計画の位置づけ



第 3 節 対象とする災害

本計画では、西粟倉村地域防災計画で想定している断層型地震災害、風水害その他の自然災害を対象とします。

3-1 西粟倉村地域防災計画で想定している断層型地震

- (1) 山崎断層帯の地震
- (2) 那岐山断層帯の地震
- (3) 中央構造線断層帯の地震
- (4) 長者ヶ原－芳井断層の地震
- (5) 倉吉南方の推定断層の地震
- (6) 大立断層・田代峠－布江断層の地震
- (7) 鳥取西部地震の地震

3-2 西粟倉村地域防災計画で想定している地震災害における被害想定

- (1) 山崎断層帯の地震
 - ・美作市、奈義町で最大震度 6 強の強い揺れに見舞われ、美作市では約半分の区域で、奈義町ではほぼ全域で、震度 6 弱以上の揺れに見舞われる。
 - ・美作市・奈義町を中心に約 500 棟の建物が揺れにより全壊となると想定され、建物倒壊により甚大な人的被害も想定される。
 - ・揺れが強い美作市・勝央町・奈義町・津山市を中心に、河川沿いで液状化危険度が高まる。
 - ・避難者数は、1 週間後に美作市で約 3,500 人、全県で約 5,700 人と想定される。
 - ・本村においても、全壊 5 棟、死者 8 人の被害が想定され、122 人の避難者が想定される。
 - ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	影響の大きい市町村		西粟倉村
			美作市	奈義町	
最大震度		6 強	6 強	6 強	6 弱
建物全壊 (棟)	冬・18 時	604	471	56	5
死者数 (人)	冬・深夜	33	30	3	8
最大避難者数 (人)	冬・18 時	5,680	3,474	532	122

注1 被害想定は、3 種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示する。(以下同)

注2 建物全壊、死者数は、揺れ、液状化、火災などの合計値を表す。(以下同)

注3 最大避難者数は、発災後1週間後の数値(以下同)

(2) 那岐山断層帯の地震

- ・津山市、鏡野町、奈義町で震度6強の揺れに見舞われ、特に鏡野町で大きな被害が想定される。
- ・津山市、鏡野町、真庭市を中心に川沿いで液状化の危険度が高まる。
- ・避難者数は1週間後に鏡野町で約1,200人、全県で約2,100人と想定される。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	影響の大きい市町村		
			津山市	鏡野町	奈義町
最大震度		6強	6強	6強	6強
建物全壊(棟)	冬・18時	209	60	126	10
死者数(人)	冬・深夜	12	3	8	1
最大避難者数(人)	冬・18時	2,078	486	1242	220

(3) 中央構造線断層帯の地震

- ・倉敷市、岡山市、笠岡市で震度6弱の揺れに見舞われるが、南海トラフ巨大地震を上回るものではない。
- ・倉敷市を中心に低地部で液状化が生じるため、約3,000棟が大規模半壊以上となるなど液状化による被害が、揺れによる被害を大きく上まわると想定される。
- ・通勤時間帯に発生すると野外で建物倒壊や屋外落下物などにより死者が出る可能性があるため、死者数は冬18時が最大となる。
- ・避難者数は1週間後に倉敷市で約8,700人、全県で約11,000人と想定される。
- ・山陽本線などの被害により、岡山市、倉敷市などで最大125,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	影響の大きい市町村		
			岡山市	倉敷市	笠岡市
最大震度		6弱	6弱	6弱	6弱
建物全壊(棟)	冬・18時	291	49	218	13
死者数(人)	冬・18時	5	1	4	0
最大避難者数(人)	冬・18時	11,018	1,918	8,730	40

(4) 長者ヶ原－芳井断層の地震

- ・ 笠岡市で震度 6 強の揺れに見舞われ、津波被害を除くと、この地域の被害としては南海トラフ巨大地震を上回る。
- ・ 倉敷市・笠岡市を中心に、低地部で液状化が生じる。
- ・ 倉敷市・笠岡市を中心に、全県で 800 棟を超える建物が揺れや液状化等により全壊となり、甚大な人的被害が想定される。
- ・ 避難者数は 1 週間後に倉敷市で約 17,000 人、全県で約 22,000 人と想定される。
- ・ 山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約 67,000 人の帰宅困難者が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	影響の大きい市町村	
			倉敷市	笠岡市
最大震度		6 強	6 強	6 強
建物全壊 (棟)	冬・18 時	856	634	166
死者数 (人)	冬・深夜	40	29	10
最大避難者数 (人)	冬・18 時	21,672	16,892	2,168

(5) 倉吉南方の推定断層の地震

- ・ 真庭市で震度 6 強の揺れに見舞われる。
- ・ 被害は真庭市北部に限定されるが、100 棟以上の建物が揺れにより全壊となり、人的被害も発生し、避難者数は 1 週間後に約 1,400 人と想定される。
- ・ 小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	影響の大きい市町村
			真庭市
最大震度		6 強	6 強
建物全壊 (棟)	冬・18 時	113	112
死者数 (人)	冬・深夜	6	6
最大避難者数 (人)	冬・18 時	1,442	1,426

(6) 大立断層・田代峠－布江断層の地震

- ・ 真庭市、鏡野町で震度 6 強の大きな揺れに見舞われ、特に真庭市北部で甚大な建物・人的被害が想定される。
- ・ 揺れが強い真庭市・鏡野町を中心に川沿いで液状化危険度が高まる。
- ・ 小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	影響の大きい市町村	
			真庭市	鏡野町
最大震度		6 強	6 強	6 強
建物全壊（棟）	冬・18時	340	265	50
死者数（人）	冬・深夜	20	16	3
最大避難者数 （人）	冬・18時	3,868	2,632	952

（7）鳥取西部地震の地震

- ・新見市の北部で震度6強の大きな揺れに見舞われるが、被害は新見市・真庭市の北部で限定的である。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	影響の大きい市町村	
			新見市	真庭市
最大震度		6 強	6 強	6 強
建物全壊（棟）	冬・18時	17	5	12
死者数（人）	冬・深夜	0	0	0
最大避難者数 （人）	冬・18時	150	34	86

第4節 災害時に発生する廃棄物

本計画において対象とする災害廃棄物は、地震や風水害によって発生する廃棄物および被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物を対象とします。

災害廃棄物の種類

	種類	内容
災害によって発生する廃棄物	木くず	柱、梁、壁材、流木
	コンクリート殻等	コンクリート片、コンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨、鉄筋、アルミ材など
	可燃物	紙、繊維類、木くず、プラスチックなどが混在した廃棄物

	不燃物	分別することができない不燃性の廃棄物
	腐敗性廃棄物	畳、食品、加工場や市肥料工場から発生する原料その他の腐敗性廃棄物
	廃家電製品	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自動車
	有害廃棄物	アスベストを含む廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA、テトラクロエチレンの有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物
	その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物、石膏ボード、泥土など
生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
	し尿	仮設トイレなどからのくみ取りし尿

第 5 節 災害後における各主体の行動

災害廃棄物は、一般廃棄物に区分され、災害廃棄物の処理の主体は市町村となることから、村としての役割を下記に示します。また、岡山県の役割、事業者などの役割についても示します。

(1) 村の役割及び行動

災害廃棄物は、一般廃棄物に区分されることから、村が主体となって適正かつ円滑・迅速に処理を行わなければなりません。

村は、岡山県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定し、災害時に備える必要があります。

災害時には、民間事業者団体の役割が大きいため、平常時に支援協定締結の検討が必要です。そのほか、外部からの支援者に対する受け入れ態勢についても災害対策本部との連携により平時から備える必要があります。

また、被災地法公共団体の支援を行う場合、支援内容や連絡手段を明確化することが重要です。

①時期区分の考え方

災害発生 → 3カ月程度 → 3年程度 →

平常時	発災後	
災害予防（被害防止・軽減）	応急対応・廃棄物処理	復旧・復興

②村の役割と行動内容

区分	村の役割	行動内容
平常時 (災害予防)	組織体制、情報収集体制、他市町村及び関係団体などとの協力体制の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 村地域防災計画との整合を図る 2. 村防災訓練などにより組織体制を確立する 3. 支援者の受け入れ態勢を整える
	災害廃棄物処理体制の整備 （仮置場の選定、処理計画の策定、運搬経路の確保、村民への周知）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮置場の選定 一次、二次仮置場 2. 村民への周知方法確認 告知方法（文字放送、広報車、テレビ、携帯電話等）の確認 3. 収集体系 通常収集運搬と災害廃棄物収集体制の確立 4. 運搬経路の確認 5. 処理困難物の処理委託先確保 6. 処理フローの検討 7. 処理施設が被災した場合を想定し対処法を確認する
災害発生時 (応急対応)	組織体制の確立	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部からの指示により収集体制を確立する 2. 災害ボランティアの受付人員配置
	災害廃棄物処理体制の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部から災害に関する情報を収集する <ol style="list-style-type: none"> ア) 被災場所 イ) 被災状況

		<p>ウ) 仮置場までの運搬経路の情報</p> <p>2. 仮置場の設置</p> <p>ア) 所有者に連絡</p> <p>イ) 廃棄物搬入経路確保</p> <p>ウ) 案内看板の設置</p> <p>エ) 場内整備</p> <p>3. 実行計画の作成</p> <p>災害発生量を想定し、実行計画を作成する</p> <p>4. 廃棄物受け入れ体制確立</p> <p>通常運転と災害廃棄物の受け入れ態勢を整える</p> <p>5. 仮設トイレの設置</p> <p>6. し尿処理について委託業者と協議</p> <p>7. 村民への周知携帯電話（西粟倉村公式LINE）、告知放送、テレビ放送（文字放送）、広報車等で仮置場など集積場所を村民に周知する</p>
	<p>災害廃棄物の処理</p>	<p>1. 災害廃棄物について可能な限り一時仮置場にて再資源化を図る</p> <p>2. 二次仮置場にて破碎分別する場合の機材確保</p> <p>3. 処理困難物について委託先を確保</p> <p>4. 災害廃棄物搬入者から減免申請書を受け取る</p>
<p>復旧・復興</p>	<p>情報収集・実行計画の見直し・支援要請・財</p>	<p>1. 被害の状況を収集し実行計画の調整を行う</p>

	源確保等	<p>2. 被害が甚大で広域に及ぶ場合、県に支援要請を行う</p> <p>3. 災害廃棄物処理事業に係る費用等について、災害廃棄物処理事業費補助金または、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の要請</p>
--	------	---

(2) 県の役割及び行動

本村が被災した場合、県から災害廃棄物に係る技術的援助を受けることにより、災害廃棄物処理の効率化を図ります。

本村が行政機能を失う規模の災害が発生し、本村が県へ事務の委託（地方自治法第 252 条の 14）をした場合は、県が本村に代わって処理を行うものとします。

（県処理計画 令和 2 年 3 月改訂）。

(3) 事業者の役割及び行動

災害廃棄物の処理に関し事業者が村又は県が応援要請をした場合、事業者は適正処理と円滑かつ迅速な処理を行うため村の実行計画に従い協力していただきます。

第 8 章 災害廃棄物対策

第 1 節 組織体制

災害時は、本計画または地域防災計画に基づき災害時における廃棄物処理組織体制を構築し、指揮系統を確立するとともに、災害対策本部内の関係機関と情報を共有し連携して対応します。

(1) 村本部の組織（西粟倉村地域防災計画）

西粟倉村災害対策本部組織表

本部長（村長） 副本部長（副村長、教育長、消防団長）

所属課・組織	所属長
総務企画課	総務企画課長
出納室	出納室長
産業観光課	産業観光課長
建設課	建設課長
保健福祉課	保健福祉課長
教育委員会	教育長
消防団	副団長
消防本部	消防長が指名したもの

(2) 課の所掌事務

西粟倉村災害対策本部所管分掌表

課	分掌事務
総務企画課	<ol style="list-style-type: none">1. 災害対策本部の設置及び運営事務に関すること。2. 本部会議の庶務に関すること。3. 各部の総合連絡調整に関すること。4. 関係協力機関との連絡に関すること。5. 気象予警報、注意報及び情報の受領伝達に関すること。6. 防災行政無線・通信機器に関すること。7. 災害情報の収集、被害速報のとりまとめに関すること。8. 岡山県総合防災情報システムの入力に関すること。9. CATV、エリアメール、SNS 送信に関すること。10. 災害写真等の収集、災害現状の記録及び広報に関すること。11. 報道機関との連絡と相互協力に関すること。

	<ol style="list-style-type: none"> 12. 村民からの電話による問い合わせに関する事。 13. 消防及び水防活動に関する事。 14. 災害時の警備、防犯に関する事。 15. 被災者の救出、行方不明者の捜索に関する事。 16. 避難指示、高齢者等避難又は屋内の待避等の安全確保措置の指示、警戒区域の設定、避難退避の誘導に関する事。 17. 庁舎等公共施設の保全並びに調査に関する事。 18. 庁舎の警備に関する事。 19. 村民の戸籍簿、住民票等の保管に関する事。 20. 要員の給付、給食に関する事。 21. 災害関係資金需給及び精算に関する事。 22. 本部活動用物資（救護物資を除く。）の調達保管及び払い出しに関する事。 23. 災害による村税の減免に関する事。 24. 罹災証明に関する事。 25. 被災者の安否問合せに関する事。 26. 災害救助法の適用に関する事。 27. 自衛隊の派遣要請に関する事。 28. 災害対策の予算措置に関する事。 29. 災害時の村有車両の管理に関する事。 30. 応援職員の派遣に関する事。 31. 自治会（自主防災組織）との連絡調整に関する事。 32. 義援金の出納、配分に関する事 33. その他各部の所管に属さない事項。
<p>保 健 福 祉 課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設に関する事。 2. 避難所の管理・運営に関する事。 3. 被災者に対する被服、寝具、食料その他救助物資の調達、受入れに関する事。 4. 被災者に対する被服、寝具、炊き出し、食糧その他救助物資の配分に関する事。 5. 衛生資材、医療用資材の確保及び配分に関する事。 6. 消毒、防疫、感染症の予防に関する事。 7. 遺体の処理、埋火葬に関する事。 8. 医療班の派遣に関する事。 9. 村外医療機関との連携に関する事。 10. 罹災における食品衛生指導に関する事。 11. 社会福祉協議会との連絡調整、災害ボランティアに関する事。 12. 救護所の設置及び管理に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> 13. 各災害時の医療活動に関する事。 14. 避難行動要支援者の被害調査及び応急対策に関する事。 15. 福祉避難所の開設に関する事。 16. 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 17. 在宅避難者対策に関する事。 18. 避難所への仮設トイレおよび簡易トイレの設置に関する事。 19. 被災者に対する保健指導及び衛生指導に関する事。 20. 避難所への巡回相談及び被災住民に対する心のケアに関する事。 21. 愛玩動物の保護に関する事。 22. 炊き出しに関する事。
産業観光課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 農地、農作物の被害調査に関する事。 2. 罹災地の農業指導に関する事。 3. 家畜の被害調査に関する事。 4. 家畜の防疫に関する事。 5. 生活ごみ、避難所ごみの収集、清掃に関する事。 6. 災害廃棄物の集積所（仮置場）の確保に関する事。 7. 災害廃棄物の処理に関する事。 8. 商工会及び商店等に関する事。 9. 観光施設の保全並びに調査に関する事。 10. 観光客（帰宅困難者）の避難誘導に関する事。 11. 林地、林産物の被害調査及び応急処置に関する事。 12. 農業共済に関する事。 13. 有毒ガス等災害対策に関する事。
建設課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 農地、井せきの安全保持に関する事。 2. 応急資材の調達供給に関する事。 3. 道路、橋梁の安全保持に関する事。 4. 障害物の除去に関する事。 5. 飲料水の確保、応急給水に関する事。 6. 水道、農業集落排水施設の保全に関する事。 7. 土木施設等の被害調査に関する事。 8. 応急仮設住宅の建設に関する事。 9. 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 10. 被災住宅の応急対策に関する事。 11. 災害時の緊急通行車両に関する事。 12. ライフライン、通信情報の収集に関する事。

	13. し尿の汲み取り、処理に関する事。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1. 児童、生徒、園児の安全に関する事。 2. 学校、幼稚園、保育園、学童等教育施設の保全並びに調査に関する事。 3. 教育施設の避難所としての利用調整に関する事。 4. 応急教育対策の樹立並びに実施に関する事。 5. 文化財等の応急・復旧に関する事。 6. 被災児童・生徒に対する教育資材の供給に関する事。
消防団	<ul style="list-style-type: none"> 1. 水防その他災害の応急対策に関する事。 2. 被災者の避難、誘導、救出に関する事。 3. 火災時の消火活動に関する事。
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 消防機関（消防本部、消防団）との連絡調整に関する事。 2. 情報収集に関する事。 3. 被災者の救急、救助、救出に関する事。 4. 火災時の消火活動に関する事。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1. 議員への情報提供、議員からの照会等への対応に関する事。 2. 総務企画課が行う分掌事務の支援。
出納室	<ul style="list-style-type: none"> 1. 総務企画課が行う分掌事務の支援。
西栗倉診療所	<ul style="list-style-type: none"> 1. 保健福祉課が行う分掌事務の支援。
あわくら会館	<ul style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設に関する事。 2. 応援職員等の受入れに関する事。

※議会事務局、出納室は、総務企画課のサポート要員とする。

※診療所は、保健福祉課のサポート要員とする。

※西粟倉村災害対策本部条例第 3 条における「部」を、「課」に読み替える。

※各分掌は、必要に応じて各課連携の上、対応する。

第 2 節 情報収集・連絡

1. 情報収集

災害廃棄物の処理に係る情報収集は、下記の情報を収集し関係機関へ連絡する必要があります。

- ①平常時における仮置場の情報、民間収集業者、し尿汲み取り業者、機械リース業者その他の窓口一覧表の作成
- ②発災時における被災場所及び被災現場の推定廃棄物発生量、ごみの種類、被災地から仮置場までの道路通行状況、仮置場の充足状況、避難所状況、一般廃棄物処理施設の被災状況・受け入れ体制等
- ③復旧・復興時の支援状況、廃棄物処理の進捗状況、廃棄物の受け入れ・職員の派遣状況等

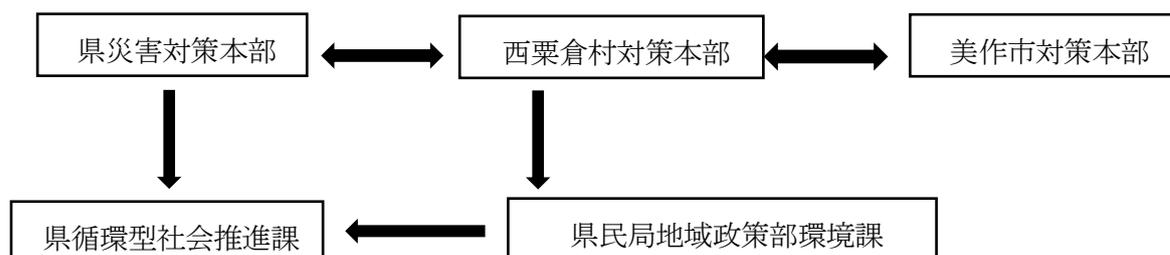
特に発災時には人命救助を第一とし、災害廃棄物についても適正で迅速な処理を要求されるため、平常時から①の情報を収集しておき、スムーズに行動に移すことができるよう情報収集し体制を整えておく必要があります。

2. 連絡

平常時、発災時、復旧・復興時における情報をもとに関係機関への連絡体制（連絡先・報告書類等）を整える必要があります。また、発災時には担当職員に直ちに連絡ができるよう連絡網の整備が必要です。

- 一般廃棄物処理施設の被災情報等、復旧時期などを美作市に確認し把握します。
- 災害対策本部からの指示により仮置場の設置場所、搬入経路などを告知放送、テレビ、広報車等の情報発信手段により村民に周知します。
- 仮置場の充足状況を把握し、災害対策本部へ連絡します。
- 災害の規模、廃棄物発生量等により災害対策本部へ連絡し支援を要請します。
- 災害対策本部からの指示により避難所のし尿汲取りを業者に連絡します。

災害時の連絡系統



第 3 節 協力・支援体制

【平常時】

関係機関・関係団体と災害時の協定を締結し、災害の迅速な対応に活かします。
また、関係機関などの連絡先や資機材、人員、施設の処理能力などに係る情報を共有し、適宜情報を更新し災害時の迅速な対応に活かします。

【災害時】

1. 広域処理体制

大災害により、村の廃棄物処理計画に示す災害廃棄物処理想定量を超えた場合、単独（一般廃棄物処理施設）では処理できない可能性が想定されます。本村が災害廃棄物処理を単独で対応できない場合は、県を通じ近隣市町村へ支援を求め連携して対応します。

この場合、本村は、災害対策本部との連携により支援の必要な場所や人数・数量などの正確な情報を把握し提供するとともに支援受け入れ態勢を整備します。

2. 事業者との連携による処理

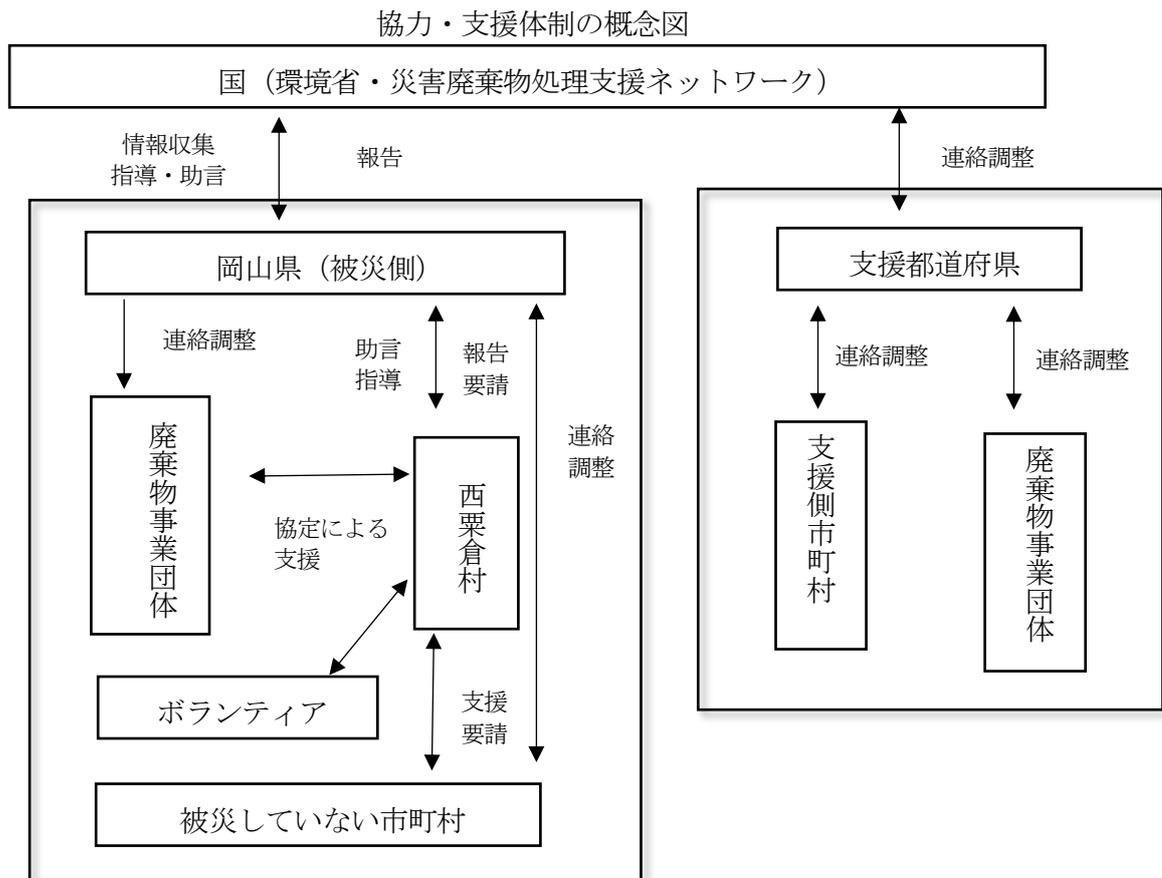
がれき類などの災害廃棄物は、産業廃棄物に類似した性状を有することから、産業廃棄物処理業者に委託し処理を行います。その他処理困難物で産業廃棄物に類似した性状のものは、がれき類同様に処理を行います。村は、県を通じて一般社団法人岡山県産業資源循環協会等の関係団体に要請を行い、災害廃棄物処理を実施します。（廃掃法第 15 条の 2 の 5）災害し尿等の収集運搬についても同様に、県を通じて岡山県環境整備事業協同組合等に要請し処理を実施します。

3. 国・専門機関による支援

災害廃棄物処理支援ネットワークは、環境省・地方環境事務所を中心とし、国立環境研究所その他専門機関、関係団体から構成され、災害廃棄物処理の支援体制として設置されています。災害廃棄物処理支援ネットワークへ人材、資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めます。

4. ボランティアとの連携

被災家屋等から災害廃棄物を搬出運搬する作業は、ボランティアの協力が必要です。ボランティアに対して、安全具の装着など作業場の注意事項や、災害廃棄物の分別、仮置場の情報分別方法などの確かな情報を伝えることが重要です。そのため、社会福祉協議会などが設置した災害ボランティアセンターに情報提供を行い、ボランティアへの周知を図ります。



第 4 節 災害廃棄物発生量・処理可能量

1. 災害廃棄物発生量の推計

災害発生後、仮置場への災害廃棄物の搬入が進んでいない初期段階においては、建物の被害状況などから災害廃棄物発生量を推計し、その結果をもとに処理体制構築の検討を行います。発生源単位や発生量等については、県災害廃棄物処理計画を引用します。

○災害廃棄物発生量

災害廃棄物発生量の推計式

$$\text{災害廃棄物発生量 (トン)} = \text{建物被害頭数 (棟)} \times \text{発生原単位 (トン/棟)}$$

災害による被害 A・・・建物の損壊が全壊あるいは半壊のもの (棟)

災害による被害 B・・・建物の損壊が全壊のもの (棟)

災害による被害 C・・・建物の被害が浸水によるもの (棟)

被害別災害発生量 (トン) 推計

①被害 A=建物被害棟数 (棟) × 種類別発生原単位 A (トン/棟)

②被害 B=建物被害棟数 (棟) × 種類別発生原単位 B (トン/棟)

③被害 C=建物被害棟数 (棟) × 種類別発生原単位 C (トン/棟)

発生原単位（被害 A）

単位：トン／棟

種類	割合（％）	全壊	半壊
可燃物	18.0	21.1	4.1
不燃物	18.0	21.1	4.1
コンクリート殻	52.0	60.8	12.0
金属類	6.6	7.7	1.5
柱・角材	5.4	6.3	1.2
計		117.0	23.0

発生原単位（被害 B）

単位：トン／棟

種類	割合（％）		焼失	
	木造	非木造	木造	非木造
可燃物	0.1	0.1	0.1	0.1
不燃物	65.0	20.0	50.7	19.6
コンクリート殻	31.0	76.0	24.02	74.5
金属類	4.0	4.0	3.1	3.9
柱・角材	0.0	0.0	0.0	0.0
計			78.0	98.0

発生原単位（被害 C）

単位：トン／棟

種類	割合（％）	床上浸水	床下浸水
可燃物	18.0	0.8	0.1
不燃物	18.0	0.8	0.1
コンクリート殻	52.0	2.4	0.3
金属類	6.6	0.3	0.0
柱・角材	5.4	0.2	0.0
計		4.6	0.62

災害廃棄物の推計量は、被害度別に上記計算式により算出されたものの合計量とします。

なお、災害廃棄物の推計量は、災害の状況によって日々異なるためその都度更新されま
す。仮置場での測量、トラックスケール等による計量によって徐々に正確さが増すもので
あります。

○し尿発生量

災害発生に伴う避難所におけるし尿の発生量は次式によるものとします。

$$\text{し尿発生量} = \text{避難所収容人数又は避難者数} \times 1.7 \text{ (ℓ/人※)}$$

※1人1日当たりのし尿排出量

想定している災害のうち、本村に最も大きな被害をもたらす災害は山崎断層帯の地震（冬18時）であり、その災害が発生した場合における本村の災害廃棄物発生量、仮置場必要面積、し尿発生量等は下表のとおりです。

これらの情報をもとに災害時における処理体制を平時より構築していく必要があります。

想定している災害	災害廃棄物発生量 (t)	仮置場必要面積 (㎡)	し尿発生量 当日及び1日後 (ℓ)	仮設トイレ必要数 当日及び1日後 (基)	焼却廃棄物量 (t)	埋立廃棄物量 (t)
山崎断層帯の地震 冬18時	1,781	426	207.4	5	320.6	0

上表の通り、岡山県災害廃棄物処理計画により本村に大きな被害を及ぼすと推定される災害は、山崎断層帯の地震であり、本村の地域防災計画でも同災害における被害想定を示しているところであり、平常時において処理体制を検討します。

被害 A (家屋全壊・半壊)

地震の種類	山崎断層帯の地震	
	全壊家屋	半壊家屋
被害内訳 廃棄物	5 棟	52 棟
可燃物	105.5	213.2
不燃物	105.5	213.2
コンクリート 殻	304	624
金属類	38.5	78
柱・角材等	31.5	62.4
計	585	1190,8

上表は各地震発生時に本村で想定される建物被害棟数を基に算出したもので、被災時には、実行計画の作成、緊急時の処理体制の整備のため上表を参考にしつつ被害状況を踏まえ災害廃棄物の発生量の推計を行います。その際、発生量を推計するために現地にて徒歩などにより建物の被害棟数や水害による浸水範囲を把握します。浸水範囲については、状況に応じて航空写真などにより把握する手段を取ります。

2. 災害廃棄物の処理方法

災害廃棄物の処理は、可能な限りリサイクルを進め焼却処理及び最終処分とする量を抑制します。

災害廃棄物の種類別の処理方法を以下に示します。

災害廃棄物の種類	処理方法
一般可燃ごみ	焼却処分する
木製廃家具類	破材後焼却処分する
廃畳	破材後焼却処分する
廃布団類・廃衣類	焼却処分する
腐敗性廃棄物	早い段階で焼却処分する 腐敗が進行する恐れ場ある場合は、緊急 処置として消石灰の散布などを行う
木くず	せん断して焼却処分する

(柱・角材・流木等)	再資源化処理する、バークボイラー用燃料
陶器類	破碎し埋立処分
廃ガラス類	破碎し埋立処分
コンクリート殻 コンクリートブロック類	再資源化処理する
廃かわら	再資源化処理する
廃タイヤ	再資源化処理する
金属くず	再資源化処理する
混合廃棄物	有害物質、危険物を除去し、金属類、コンクリート殻などに分別破碎し再資源化する
廃石綿および石綿含有物	破碎することなく他の物とは分けて梱包し処理業者に委託する
廃家電製品	家電リサイクル法対象物については、他の物とは分けて破碎することなく搬出する リサイクルができないものについては、その他の小型家電類又は金属類の扱いと同様とする
廃農薬	販売店、メーカー等に回収を依頼する 回収できないものは処理業者に依頼する
危険物	他の物とは分けて専門業者に依頼する
廃自動車・廃船舶等	所有者が特定できるものは所有者に引き取りしてもらう 所有者不明の物は自動車リサイクル法、FRP 船リサイクルシステムなどによりリサイクルする
PCB 廃棄物	所有者が判明しているものについては、PCB 保管事業者に引き渡す 所有者不明のものは PCB 濃度測定し測定結果により岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき処分する

第 5 節 災害廃棄物処理フロー

災害廃棄物の処理については、下記の通りとする。

災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎選別や焼却などの中間処理を行い、再生利用又は最終処分を行います。美作市の一般廃棄物処理施設において処理を行い、美作市の施設で処理しきれない場合は、県内の市町村の支援による処理及び県内の事業者による処理を行います。また、県内の市町村による処理等の受け入れ困難な場合は、「一般廃棄物の区域外処理」に必要な手立てを実施し県外排出処理も進める。

廃棄物の処理方法や事業者への発注については、法に従い適正に処理することを基本とし、再生利用の推進と最終処分量の削減、処理のスピード及び処理費用等総合的に検討し決定します。

【災害時】

1. 災害廃棄物処理処分の優先順序

有害廃棄物、危険物については、予定している業者へ処分を依頼する。また、腐敗性廃棄物については、季節や周辺環境も考慮し早急に処理処分する。美作市の焼却施設で対応できない場合は、県内の市町村に支援を要請し処分を行います。

2. 再資源化物の処理

災害時に搬入されたごみは、できるだけ再資源化するものとし、破碎が必要なものは仮置場にて破碎分別処理するものとする。その際使用する破碎機などの設置については2次仮置場での作業とするなど周囲に事故が発生しない場所で行うものとする。

3. 混合廃棄物の処理

混合廃棄物は、可燃物、不燃物、細かいコンクリート片、土砂、金属などを含むため、できるだけ選別処理することで再生処理を図ります。

4. 廃特定家電製品の処理処分

廃特定家電製品については、できるだけ再資源化するものとするが、再資源化が困難と思われるものについては他の家電製品と同様の扱いとします。また、再資源化する場合の家電リサイクル券の購入については適宜協議するものとします。

5. 避難所のし尿の収集運搬

災害時におけるトイレ事情についても健康管理や衛生対策を行う上で重要な問題であり、災害に伴い停電や断水等により公共下水道施設や浄化槽が使用不能になった場合、通常よりもし尿が大幅に増える可能性があります。災害時の仮設トイレの設置数、トイレッ

トペーパーや消臭剤などの消耗品、夜間照明なども含めて検討する必要があります。また、収集運搬車両の入ることができる場所に設置するなど事前に現地を確認した上で、設置数及び場所を決定する必要があります。

当村には、し尿の収集運搬許可業者は1者しかいないため、緊急時には岡山県を通じ岡山県環境整備事業協同組合に協力要請を行うこととします。

西栗倉村の一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬許可業者

許可業者名	住所	収集運搬車両保有台数
(有)近藤清掃	美作市林野224	4台

【災害時におけるし尿発生量】

災害時におけるし尿収集必要人数×1人1日平均排出量

= (①仮設トイレ必要人数+②非水洗化区域し尿収集人口) ×③1人1日平均排出量

①仮設トイレ必要人数=避難者数+断水による仮設トイレ必要人数

断水による仮設トイレ必要人数 = {水洗化人口 - 避難者数 × (水洗化人口 / 総人口)}
× 上水道支障率 × 1 / 2

②非水洗化区域し尿収集人口 = 汲み取り人口 - 避難者数 × (汲み取り人口 / 総人口)

③1人1日平均排出量 = 1.7L / 人・日

(環境省災害廃棄物対策指針 技 1-11-1-2 避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計方法)

○仮設トイレ

- ・避難所ごとの避難者数に応じて仮設トイレを設置・増設します。なお、仮設トイレが調達できない場合は、県に対し支援要請を行います。

【仮設トイレの必要基数】

仮設トイレ必要人数 / 仮設トイレ設置目安

- ・仮設トイレ設置目安 = 仮設トイレ容量 / し尿の1人1日平均排出量 / 収集計画
- ・仮設トイレの平均的容量
- ・1人1日当たりの排出量 1.7L / 人日
- ・収集計画 : 3日に1回の収集

【平常時】

損壊家屋などの解体撤去により発生する木くずやコンクリート殻などの災害廃棄物は、一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設に依頼し処理することとなりますが、美作市と連携し、有事の際には、処理できる体制を整えておきます。

1. 焼却施設における災害廃棄物（可燃物）の受け入れ可能量

美作クリーンセンター 4.83 t / 日

2. 破碎施設における災害廃棄物の受け入れ可能量

美作クリーンセンターでの処理能力は1.14 t / 日であり、不燃系災害廃棄物は、長期的な一時保管が可能であるため、休日や運転時間の延長により対応するものとなっています。

3. 最終処分場への災害廃棄物の埋め立て

災害廃棄物の埋め立て処分量は、130 t / 5年の計画であり、年当たり26 tの受け入れが可能です。（2019年4月から）

ただし、災害廃棄物最終処分量を削減するため災害時においても再生利用を推進します。

4. 外部への処理委託

美作クリーンセンターでの処理能力を超えた処理困難物の処理について、外部に処理委託する場合が想定されるため、平常時から再生利用先の情報収集・共有を進め、また事業者との協力関係の構築に努めます。

下記に再資源化施設・再生利用施設の一覧を示します。

再資源化・再生利用施設

種類	施設名	住所	再資源化再利用の別
流木・柱	タマタイ産業(株)	岡山市北区神田町 2丁目1-25	再資源化
流木・柱	ライフオス(株)	佐用郡佐用町本郷 201-36	再資源化
陶器・ ガラス類	坂田砕石工業(株)	久米郡久米南町山 手645	再資源化
廃瓦	坂田砕石工業(株)	久米郡久米南町山 手645	再資源化
廃タイヤ	西粟倉村・美作市 自動車関係業者		
金属くず	美作市金属業者		
コンクリ ート殻	北部砕石事業協同 組合	美作市巨勢1313	再資源化
廃家電製 品	平林金属(株)	岡山市北区下中野 347-104	

廃自動車等	美作市内自動車関係業者		所有者不明の物に限る
-------	-------------	--	------------

上記業者は例であり、実際の災害規模などに併せ美作市と協議の上、県外も含め依頼先を検討しておく。

5. 適正処理困難物への対応

災害時に発生する危険物、有害物質、農薬など市の一般廃棄物処理施設で処理することが困難な廃棄物について他の災害廃棄物を分別収集し、専門機関、専門処理業者へ委託し、適正に処理します。

種類	取扱店	住所	取扱い留意点
消火器	(有)イマダ	美作市栄町 45	分別保管
LP ガスボンベ	JA 勝英	美作市明見 172-2	分別保管
高圧ガスボンベ	JA 勝英	美作市明見 172-2	分別保管 所有者が判明した場合は所有者に返却
燃料タンク (灯油など)	市内許可業者(タンク) ガソリンスタンド等 (廃灯油等)	金属類処理業者 廃油類引き取り業者	分別保管 漏洩防止
有機溶剤 (シンナー等)	喜楽鉱業(株)	滋賀県湖南市石部口 2-7-33	漏洩防止
バッテリー	美作市内金属処理業者		分別保管
感染性腐敗物	エコシステム山陽(株)	久米郡美咲町吉ヶ原 1125	分別保管
PCB 含有廃棄物コンデンサ等	〃	〃	分別保管 破損漏洩防止
石綿含有廃棄物	〃	〃	分別保管 破損飛散防止

排出された廃棄物の性状、性質などに併せ処理できる業者を選定して委託する。

上記業者は一例であり実際の廃棄物の性状を確認する必要がある。

6. 損壊家屋などの解体撤去

村が自ら解体撤去を行う場合、建設部局及び解体業者と連携し、仮置場の状況を確認し

ながら計画的に実施する必要があります。

緊急を要する場合を除き、建設リサイクル法に基づいて解体撤去を行う必要があるため、損壊家屋などの解体撤去に係る事業者に対して、石綿の飛散や危険物に注意するよう促します。

7. 損壊家屋などの解体及び解体により発生する廃棄物の処理について

損壊家屋等は私有財産の場合、その処分についても原則として所有者が実施することとなりますが、通行上支障がある場合や倒壊の危険性のある場合については所有者の意思を確認したうえで適切な対応を行うものとします。

災害時に損壊した家屋などから排出される木くずやコンクリート殻等の災害廃棄物は、一般廃棄物処理施設の余力で処理することになります。災害廃棄物の処理可能量は、前述の通りで去ります。なお、コンクリート殻などの処理困難物については、仮置場において集積し、産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物の処理を依頼します。

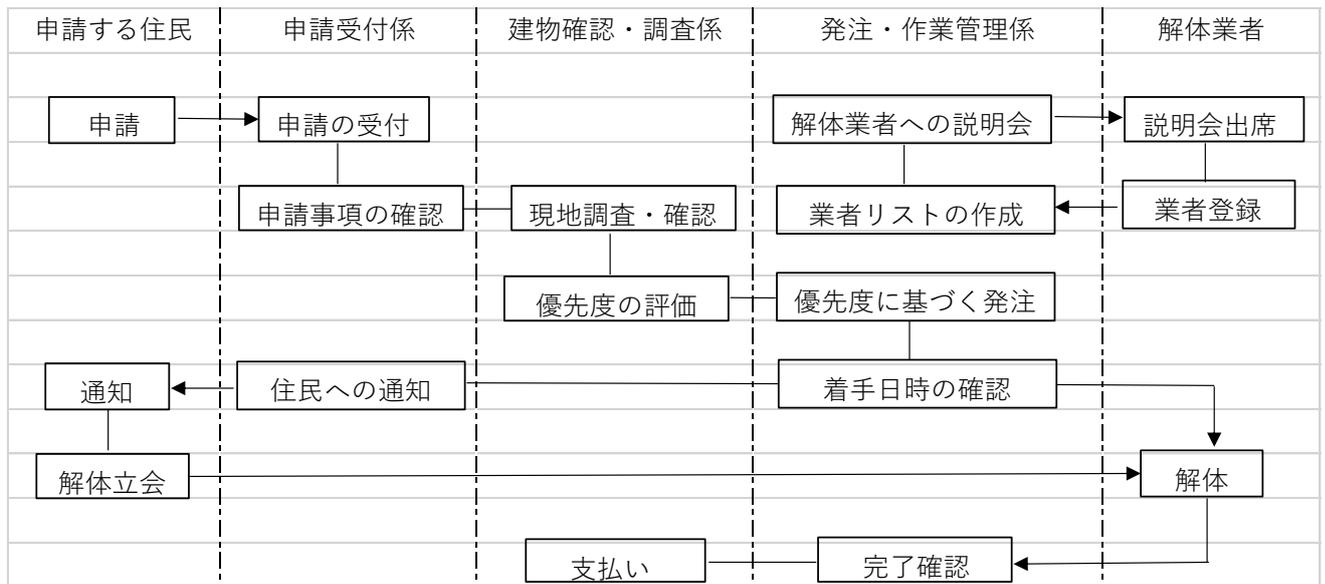
【災害時】

- 現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえて、損壊家屋の公費解体を行うか決定します。
- 例外的に公費解体・撤去を行う場合は、地図情報で整理し、倒壊の危険性のある損壊家屋の所有者から家屋の仕様材料等を調査し、産業環境の安全を保つため、損壊家屋等の解体や災害廃棄物撤去を行う作業関係者へ周知して、関係者へのばく露を防ぎます。また、他の廃棄物へ混入するのを防ぎます。
- 危険物などが使用されている場合も作業関係者に周知し安全の確保を促します。

【平常時】

- 災害対策本部等と連携して罹災証明、解体申請、解体事業発注、解体状況の確認についての手順や手続きなどを整理するとともに村内の連携体制を整えます。
- 一時保管場所、仮置場、再資源化施設との連絡体制等整理しておきます。
- 危険物、石綿などの使用状況についても事前に情報を収集し災害に備えます。

村が自ら損壊家屋の解体撤去を行う場合の業務の流れ



第 6 節 収集運搬

災害廃棄物によって生活環境に支障が生じないようにするため、発災後速やかに収集運搬体制を確保し、災害廃棄物を撤去することが重要です。

水害時には、水分を多く含んだ畳屋家具などの粗大ごみが多く発生するため、平常時の生活ごみを収集運搬する人員及び車両とは別に、仮置場からの収集運搬車両及び人員の確保が必要となります。

【災害時】

(1) 収集運搬車両の確保

被災地から仮置場までの収集運搬に際しては、被災地の状況を把握し、被災者自ら収集運搬が困難な場合は、ボランティアセンターなどに要請し援助していただき収集した災害廃棄物を仮置場まで運搬する車両が必要になります。

また、仮置場からの収集運搬経路の道路幅員、交通量によっては収集運搬車両の制限が考えられます。状況によって収集運搬車両が不足する場合は、近隣市町村又は県に支援要請を行います。

使用可能な車両(想定)

車両	所有者
チップ運搬車(3t)	村
軽トラック	村

(2) 収集運搬方法の決定

収集運搬能力や交通事情等を踏まえ、災害廃棄物を仮置場へ搬入する方法を決定します。

被災者が災害廃棄物を仮置場に排出する場所は、81 ページに示す一時仮置場候補地のうち災害対策本部において決定された場所とします。

(3) 収集運搬ルートの決定

平常時に検討した収集運搬方法やルートを基に発災時の道路状況などを考慮し効率的なルートを決定します。

(4) 避難所ごみを含む生活ごみの収集運搬体制は、以下の通りとします。

- ①避難所ごみを含む生活ごみの収集は、平常時と同様とし被災状況に応じて収集回数の増加を検討するとともに、可能な限り、美作市の収集体制により対応します。
- ②美作市の収集能力が不足する場合は、美作市と協議の上、美作市が災害時の支援協定を締結している他市へ支援要請を行い対応します。

【平常時】

(1) 収集運搬に係る車両の確保・連絡体制

災害時に備え、収集運搬に係る連絡体制について、美作市と協議をし、随時更新・共有します。

(2) 収集運搬方法の検討

収集運搬車両の能力や交通事情を踏まえ、災害廃棄物を仮置場まで搬入する方法について検討します。

洪水ハザードマップ等を活用し浸水想定区域を確認するなど効率の良いルートを検討します。

	村による収集・仮置場までの搬入	被災者自ら仮置場へ搬入
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者が分別後、市の指定場所まで搬入 ・村が指定場所から仮置場で搬入 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者が調達した車両で分別後直接仮置場へ搬入し、種類ごとに荷卸しします
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の負担軽減 ・仮置場の設置数を抑制できる ・分別が容易になる 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期間に被災地から災害廃棄物を搬出できる
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・村の出役数が増える ・収集運搬計画を立てる必要がある ・分別のための教育が必要 ・収集場所の配置を収集運搬能力に応じた場所にするにより交通の妨げにならないようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入車両が増加し、渋滞を起こす可能性がある ・被災者の利便性を考え、仮置場の設置数を多くする必要がある ・被災者の負担増 ・仮置場での渋滞などにより分別が厳しくなり、混合廃棄物となりうる

(3) 収集運搬体制の整備にあたっての検討事項

収集運搬体制の整備にあたっての検討事項を下表に示します。

検討事項	検討内容
収集運搬車両の位置付け	美作市と協議
人員確保	収集運搬員、積み下ろし作業員の確保
収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個別収集、または保管場所を設置する ・道路等の被災状況により決定する
優先的に回収する災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・有害廃棄物、危険物を優先回収する ・夏季においては、腐敗性廃棄物についても優先的に回収する
収集運搬ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・常習浸水区域、交通渋滞が予想される区域などを想定し、効率的なルートを決定する ・運搬時間についても考慮する
必要資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・積み降ろしに必要となる資機材の確保 ・運搬車両の種類についても検討が必要
連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話・無線機による連絡手段の確保
住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・収集ルート、収集日などの連絡 ・区長などの連絡先

第 7 節 仮置場

災害時に仮置場を迅速に設置するため平常時に被害想定に対応した仮置場の面積、設置場所を考慮し候補地を事前に選定しておく必要があります。

また、大規模な災害が発生した場合は二次仮置場が必要になることも想定し、それぞれの役割を理解し選定します。

1. 仮置場の区分

区分	機能	設置場所
一次仮置場	損壊家屋などから排出される災害廃棄物を種類別に一時的に保管する場所	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地周辺に設置 ・人家などから離れたところで生活環境に影響を及ぼさない場所 ・大型車のすれ違いができる道路幅員を確保できる場所
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の破碎、切断などの中間処理を行うための場 	長期間となることから、設置数は少なくす

	所であり、重機などが作業 できるスペースをとる ・一次仮置場での分別や作 業スペースが十分でない場 合 ・長期間にわたり保管が必 要な場合の仮置場	る
--	---	---

一次仮置場の配置については、災害廃棄物の搬入車が交差することなく荷下ろしできる
 よう場内の通路も十分幅員がとれるような動線で一方通行とし、侵入口には案内看板を設
 置し誘導します。また、災害の種類により廃棄物の置場面積割合も考慮した配置とします。

地震災害・・・家屋の損壊などにより柱などの木材、がれき、建具類、家屋類が多く排出
 される

水 害・・・流木、濡れた畳、家電製品、腐敗性廃棄物、布団、衣類などが多く排出さ
 れる

2. 仮置場の設置手順及び留意点

仮置場の設置については、次の点について留意し、手順に従い設置します。

◆仮置場候補地選定の際に考慮する点

〈選定を避ける場所〉

- ・浸水想定区域を避ける
- ・学校などの避難場所に指定されている施設及び周辺は避ける
- ・周辺住民に環境影響を及ぼす場所は避ける
- ・狭小な道路を通るところは避ける
- ・極端に変形した土地は避ける

〈候補地とする場所〉

- ・仮置場開設の前に土壌汚染の有無を把握すること
- ・大型車が通行可能な場所とする
- ・重機の搬入が容易で、場内で作業もでき安全が確保できる場所
- ・公園、グラウンド、公民館などの公有地を選定する
- ・道路幅員が確保でき、効率的な搬出入ができる場所
- ・長期間使用できる場所（特に二次仮置場については考慮すること）
- ・消火用水、仮設電源が確保できる場所

◆仮置場設置に伴う住民への周知

- ・仮置場周辺住民には広報誌その他の手段により早期に仮置場設置の周知を行い、承諾・協力を得ること
- ・仮置場設置の際は、効果的な広報手法により仮置場の場所、搬入ルール等を知らせること

3. 仮置場での作業・管理

仮置場が設置されたら直ちに災害対策本部と連絡を密にし、ボランティアセンター等との連携により、必要人員を確保し設置します。場所によっては、警備員の配置も検討します。また、搬入口、搬出口には案内看板等を設置し、効率よく誘導できるよう考慮し人員を配置します。

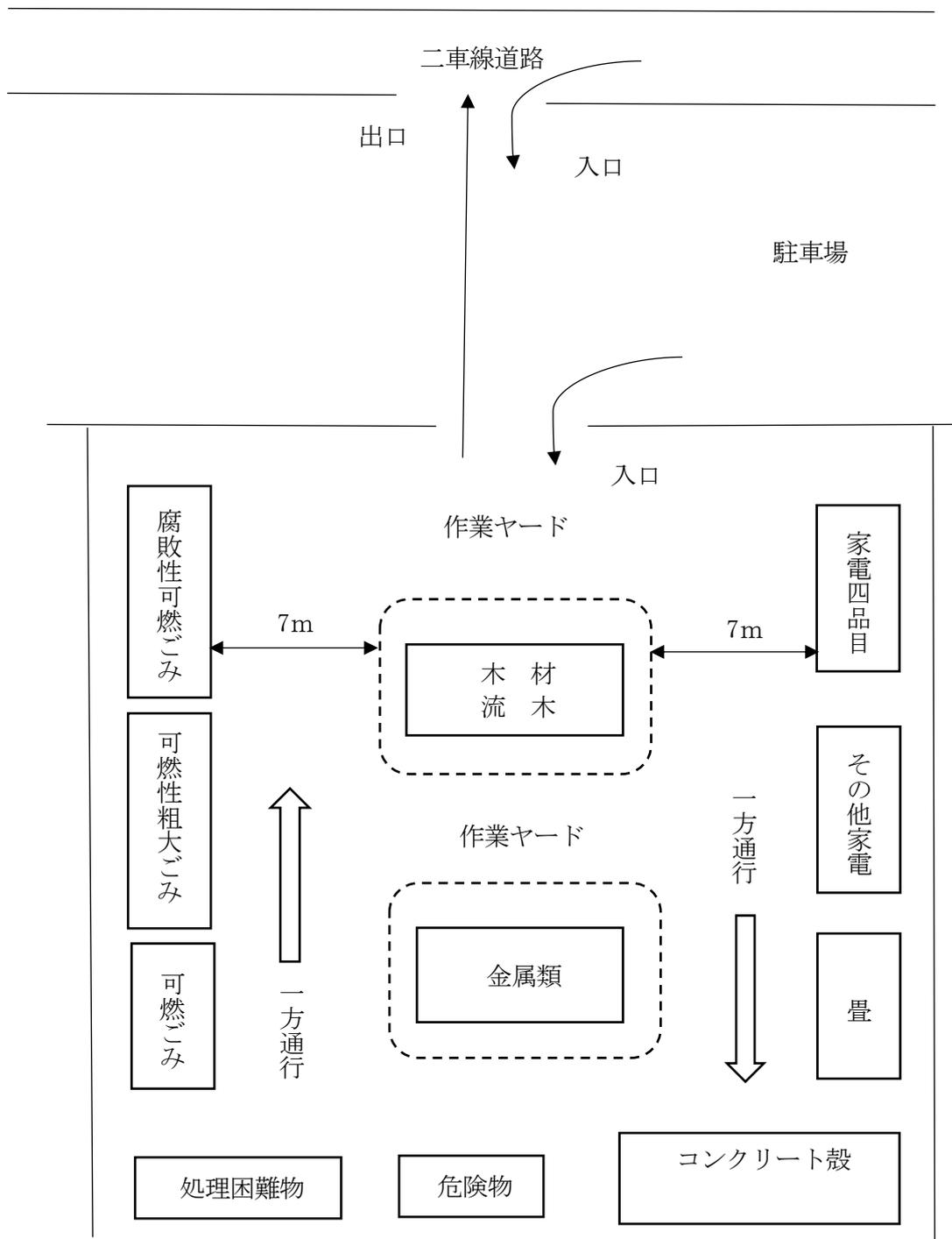
4. 仮置場の返還

仮置場を設置した場合は、災害廃棄物の搬出、仮設処理施設の解体撤去後、土壌調査を実施し、返還に伴う条件に従い原形復旧し返還します。

仮置場の設置に関しては、廃棄物の発生想定量を計算し必要面積を確保し、仮置場内での重機械等の作業も考慮した配置とすることとし、仮置場設置例を下図に示す。

仮置場配置図（一次仮置場）

貯木場（例）



5. 仮置場の必要面積

本村に最も大きな被害を及ぼすと推定される災害は山崎断層帯の地震であり、本村の仮置場必要面積は、426 m²となっています。

一次仮置場候補地

対象地域	住所	名称・面積	所有者
全村	西粟倉村影石1063-1	コンベンションホール 1,190 m ²	西粟倉村
全村	西粟倉村影石516-1	旬の里 1,754 m ²	西粟倉村
全村	西粟倉村長尾615-1、 615-2、619	バイオマス専用土場 5,208 m ² (北側に接する百森土場と進入路を供用する必要有り。)	西粟倉村

第8節 住民等への啓発・広報

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには住民の理解と協力が必要になります。

近年は、外国人居住者も増えてきており、災害廃棄物の処理についてわかりやすく周知する必要があります。また、災害廃棄物の排出が困難な者に対しボランティアセンターを通じた支援などについても平常時から啓発・広報しておく必要があります。

災害廃棄物は、分別を徹底させるためには、発災直後の広報が重要となります。平常時の広報に加え、発災地域や災害の規模・種類に応じた対応が必要となるため、災害対策本部との連携により仮置場の設置場所（案内図）なども含め仮置場内の分別・選別配置図など下記情報について迅速に村民に広報します。

広報内容

広報内容	周知方法	広報時期
外国人居住者に対する分別方法	村ホームページ (美作市ホームページリンク) 広報紙	平常時
ボランティアに対する分別方法	村ホームページ 広報紙	平常時 災害発生数日後

災害廃棄物に関する村への問い合わせ窓口	村ホームページ 文字放送 LINE 広報紙	平常時・発災時
ボランティア支援依頼窓口	村ホームページ 文字放送 LINE 広報紙	平常時・発災時
避難所での分別方法	村ホームページ 文字放送 広報紙	平常時・避難所開設時
災害廃棄物の分別・選別方法（危険物、有害物質、感染症廃棄物等の取扱い、資源ごみの受入態勢についても周知）	村ホームページ 文字放送 LINE 広報紙	平常時・発災時
集積場所※仮置場までの運搬経路、受入時間	村ホームページ 文字放送 LINE 広報車 広報紙	平常時・発災時
仮置場での分別方法	村ホームページ 文字放送 LINE 広報紙	平常時・発災時
通常ごみの受け入れ体制（美作クリーンセンターでの受け入れについて）	村ホームページ 文字放送 LINE	発災時
損壊家屋等の解体撤去に係る申請、手続き（写真等で被災前の状況がわかる物の準備）	村ホームページ 文字放送 LINE 広報紙	平常時・発災時
一般廃棄物処理手数料減免申請書の取得方法・記入要綱	村ホームページ 文字放送 LINE	発災時

その他、便乗ごみ、不法投棄、野焼等の禁止事項について	村ホームページ 文字放送 LINE 広報紙	平常時・発災時
仮設トイレ等の設置場所・使用について	村ホームページ 文字放送 LINE 広報紙	平常時・発災時

災害発生時の広報手段については、上記のほか地域ごとに効果的な手法を確認し住民に正確かつ迅速に周知します。

※集積場所については、災害の規模等必要に応じて設置します。

第 9 節 災害廃棄物処理業務の進捗管理

【災害時】

1. 記録

災害廃棄物の仮置場への搬入・搬出量を車両台数や計測器で計量し記録します。
また、解体家屋の数、処理量を把握し進捗管理を行います。

2. 災害廃棄物処理の進捗管理

災害廃棄物処理の進捗管理を行います。人員が必要な場合は、対策本部と協議し人員配置を依頼します。

3. 災害報告書の作成

今後想定される災害に備え災害廃棄物の処理と並行して、災害時における廃棄物処理量、写真の整理、伝票整理、作業日報、契約関係書類などを整理し災害時の状況の聞き取りなどを行い、報告書を作成します。また、災害国庫補助事務の資料として活用します。

4. 協議会の設置

必要に応じて、災害廃棄物の処理を円滑に行うため関係者による協議会を設置し、処理の全体調整、進捗管理を行います。

記録の段階	記録する内容	記録方法
災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の種類 ・仮置場設置位置 	<ul style="list-style-type: none"> ・村の地図に被災想定範囲をおとす ・仮置場設置位置を地図におとす

	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場案内記録 ・搬入・搬出経路状況 ・解体家屋の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場設置前の写真撮影 ・看板等設置状況記録写真 ・写真撮影 ・位置（地図におとす）及び申請者の確認（申請書類作成）被災状況写真
仮置場の搬入・搬出記録	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入・搬出量 ・車両台数・企画種類 ・積載量 ・配置人数の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入搬出車両別に推計する。または、計量器による計量 ・搬入元の状況写真 ・伝票による管理（車両種類台数） ・日報の作成
処理の記録	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者の把握 ・種類ごとの処理量 ・重機械の記録 ・最終処分場 ・配置人員の記録 ・解体家屋の撤去状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書の作成・写真撮影 ・伝票管理 ・写真撮影、日報の作成 ・搬入前の状況把握（数量・状況写真） ・日報の作成 ・委託契約書の作成・写真撮影 廃棄物の数量種類の記録を書面で残す 伝票管理を行う
処理終了時	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場設置場所 ・搬入搬出経路状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・終了後の状況写真 ・地元立会（整地片付け状況確認） ・看板など撤去状況 ・写真撮影・立会

【平常時】

災害廃棄物処理に係る国庫補助申請などに必要な報告書などの資料の作成について必要な知識の習得に努めます。

災害廃棄物の処理・処分に当たっては、災害対策本部が解散後も継続して業務を遂行する場合も考えられます。したがって、すべての業務が完了後迅速に災害発生時から業務完了までの作業内容報告書を作成し、記録として残しておくことが必要です。